

第4章

具体的な取組と役割分担

第4章 具体的な取組と役割分担

第1節 基本目標1 誰もが必要なサービスを利用できる仕組みづくり

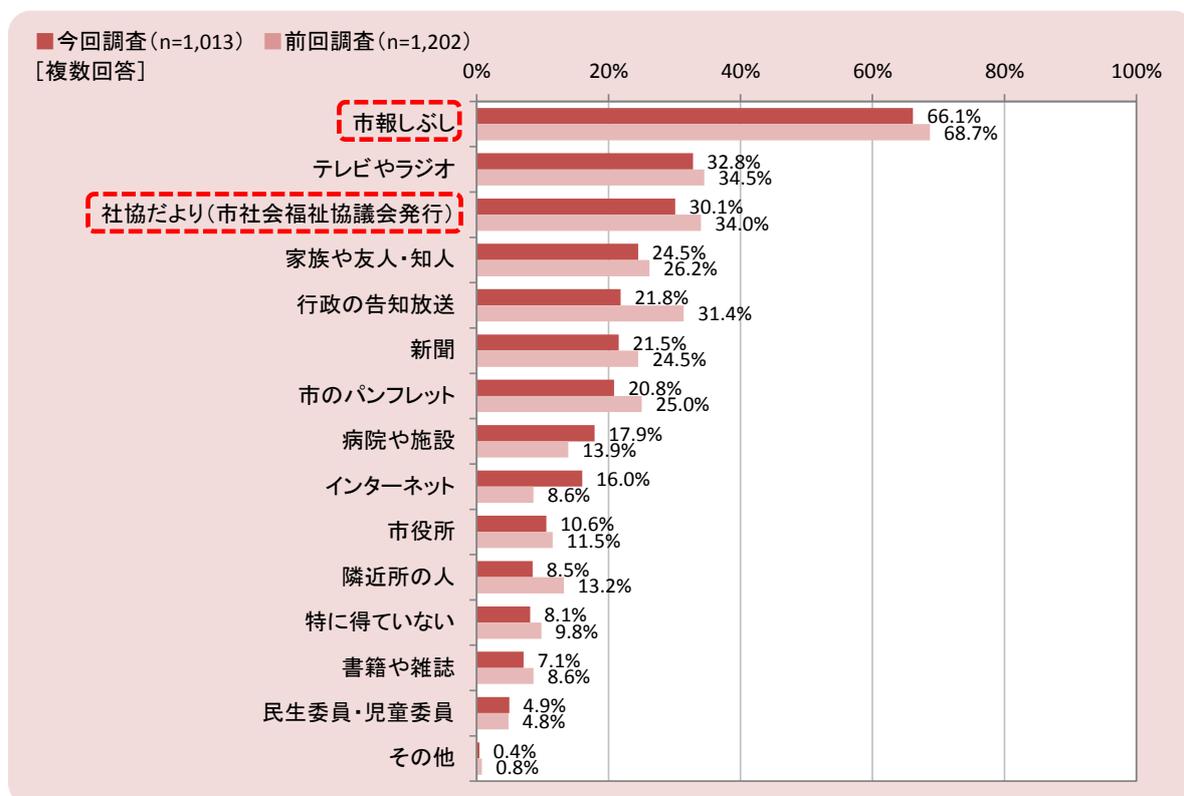
1 多様でわかりやすい情報の発信と積極的な受信の推進

(1) 福祉サービスを知る機会づくり

現状と課題

- 福祉や健康について知りたい情報については、「福祉や健康に関するサービス利用方法についての情報」と「健康づくりに関するサービスの情報」が約4割となっています。福祉サービスの内容が多様多様化していることから、高齢者や子育て家庭、障がいのある人など、対象者又は用途に分けた、わかりやすい情報の発信に努める必要があります。また、外国人に対応した情報発信の手法を検討する必要があります。
- 情報発信の手段については、福祉サービス等の主な情報の入手先は、「市報しぶし」が6割を超え、「社協だより」も3割となっていることから、これらの広報媒体を活用したわかりやすい情報提供をさらに充実させる必要があります。また、インターネットによる情報の入手が増加していることから、市や社会福祉協議会のホームページによる情報提供の充実や、スマートフォン・SNS*等を活用した情報提供の拡充を検討していく必要があります。

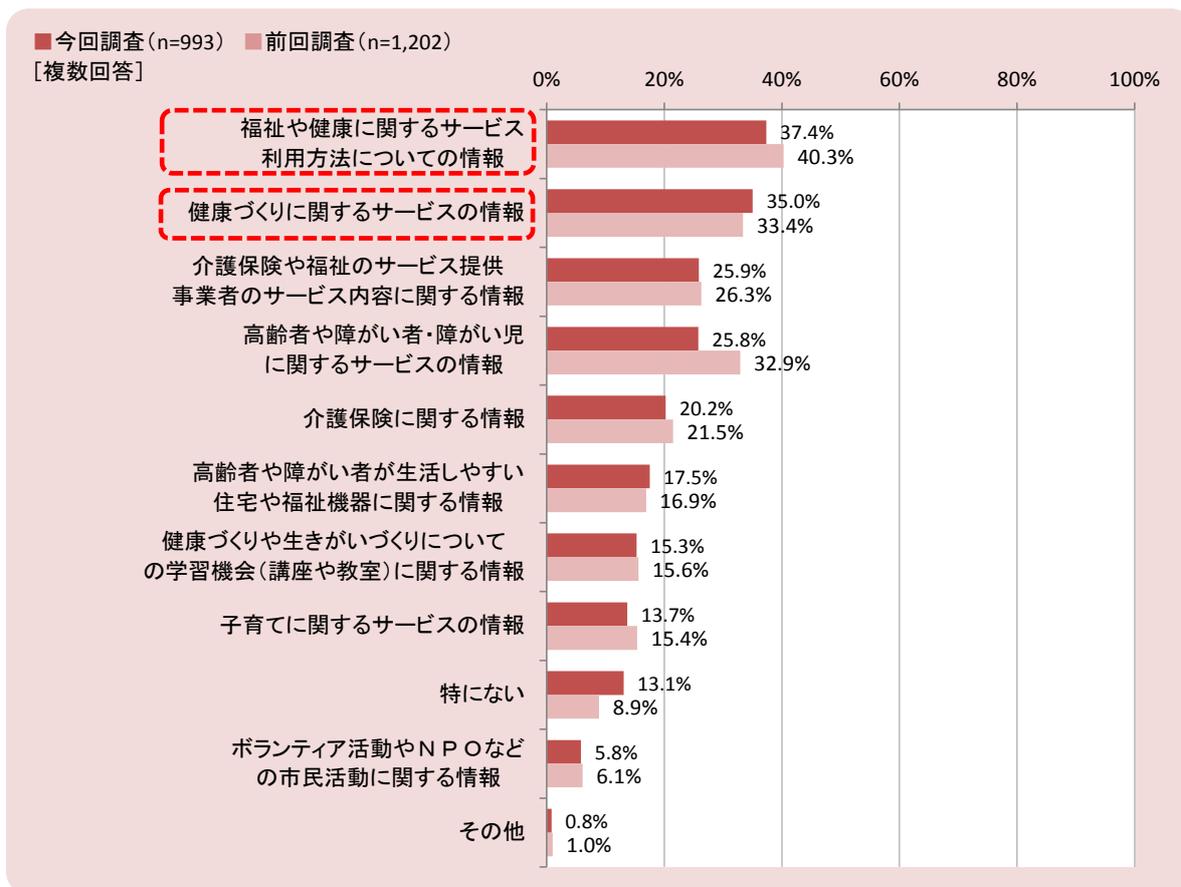
図表：福祉や健康に関する主な情報の入手先



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

* SNSとは、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称です。古くはブログや電子掲示板でもそうした機能の一部は実現できていましたが、SNSでは特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴です。

図表: 福祉や健康についてどのような情報を知りたいか



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

福祉サービスを利用したい人が、自分に合ったサービスを容易に、安心して利用できるようにするためには、本人やその家族等に対し、サービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されることが重要です。そのために、各福祉サービス利用者（高齢者や子育て家庭、障がいのある人など）の視点を重視した情報提供に努めます。

また、広報紙だけでは十分な情報提供が困難であるため、チラシやリーフレットなどの紙媒体や、ホームページやスマートフォン・SNS等のインターネットを活用した情報提供を充実させ、情報の受け手やその一人ひとりの状態に配慮した情報提供手段を拡充していきます。

取組の方向性

各種福祉サービスを必要とする人が、必要な情報を得ることで、尊厳を保ち安心して自立した生活が送れるように、効果的でわかりやすいサービスの情報が確実に伝わる仕組みづくりを目指します。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<p>① 広報紙や自治会使送の回覧、ホームページ、ケーブルテレビを見る機会を増やし、家族等で情報収集に努めましょう。</p>
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P99</p>	<p>① 広報紙（社協だより「ささえあい」）やホームページに、社会福祉協議会事業活動の紹介や地域での福祉活動に関する情報等を掲載し、市民にわかりやすい情報の発信に努めます。</p> <p>② 高齢者や視覚障がいのある人等への情報伝達の方法として、民間福祉団体、NPO法人、ボランティア団体等と連携することにより周知を図ります。</p> <p>③ 官公署等でボランティア等に関する掲示や出張ボランティアセンターにより情報の周知を図ります。</p> <p>④ ケーブルテレビやFM志布志（志布志コミュニティ放送）を活用した情報発信を行い、福祉サービス等に関する情報を周知します。</p> <p>⑤ 地区ネットワーク会議や地区（校区）座談会において、事例も交えながら福祉サービスについて周知を図ります。</p>
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<p>① 広報紙や自治会使送の回覧、ホームページ、ケーブルテレビ等による福祉サービスの情報提供を充実します。</p> <p>② 各サービス利用者にわかりやすいチラシやリーフレット等の作成・配布による福祉サービスの情報提供を充実します。</p> <p>③ 各サービス利用者にわかりやすいホームページのレイアウトに努め、ウェブアクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>④ SNS等を活用した情報発信の拡充を図ります。</p> <p>⑤ 各情報提供媒体における、カタカナ等を用いた文章の難易度を考慮します。</p> <p>⑥ 日本語が不自由な外国人向けの情報提供や、相談窓口のあり方について検討していきます。</p>



PickUp
ピックアップ

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、インターネット上（ウェブ）で提供されている情報にアクセスし利用できることを意味します。

志布志市ホームページでは、どのような方でも利用しやすいように、アクセシビリティに配慮したウェブサイト構築を目指しています。まだ十分に対応できていないページもありますが、引き続きアクセシビリティの向上に努めていきます。

テーマから探す

G 言語を選択 | ▼

- 背景色 白 青 黒 ← ①背景色の変更
- 文字サイズ 小 標準 大 ← ②文字サイズの変更
- ふりがなをつける ← ③ふりがなをつける
- よみあげる ← ④テキストの読み上げ

[出典]志布志市ホームページ(平成 30 年 12 月時点)



市報しぶし(年 12 回発行)



社協だより「ささえあい」(年 4 回発行)



(2) 市民の情報交換の場づくり

現状と課題

- 市民が福祉サービス等の情報を得る手段としては、市や社会福祉協議会が発信する情報だけでは十分補えないことも考えられるため、市民が交流する場の中で情報を得ることも重要であると考えられます。市民が気軽に参加でき、サービスの情報等を交換できる場を充実させるとともに、スマートフォン等の普及に伴うインターネットを活用した情報交換ができる場も検討していくことが必要です。
- 市や社会福祉協議会が開催する「志の福祉・ボランティア大会」など、各種大会・研修会などを数多く開催することで情報交換の場づくりを充実させる必要があります。

基本的な考え方

身近なコミュニティにおける情報交換の場としては、自治会や公民館活動、老人クラブやふれあいサロン、PTAや家庭教育学級、そしてゲートボールやグラウンドゴルフなどが考えられます。そのような場の充実を図るとともに、市民が参加しやすい大会や研修会等を充実させることにより、身近な機会や場所を利用して必要な情報を得る事ができるような情報交換の場づくりに努めます。

取組の方向性

それぞれの市民が互いの悩み等を共有し、自ら解決へと導くため、市民同士が出会い、ふれあい、顔が見える関係を構築します。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自治会に加入しましょう。 ② 地域住民同士で情報を共有しましょう。 ③ 自治会や公民館活動、老人クラブやふれあいサロン、ゲートボールやグラウンドゴルフなど、地域団体の活動に積極的に参加しましょう。 ④ PTAや家庭教育学級など、学校行事に積極的に参加しましょう。 ⑤ 市や社会福祉協議会が開催する大会や研修会、講座などに積極的に参加しましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P99</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域住民の交流の場として、地区（校区）社会福祉協議会（地区（校区）公民館）における活動を支援します。 ② 現在ある各種交流事業等を市民の情報交換の場として、さらなる周知を図ります。 ③ ふれあいサロン（高齢者・障がいのある人）や子育てサロン等の場で、交流や情報交換を充実させます。 ④ 高齢者や視覚障がいのある人等の情報伝達の活動を支援します。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自治会への加入促進を支援します。 ② 自治会や公民館活動、老人クラブやふれあいサロンなど、地域団体の活動を支援します。 ③ 広報紙やホームページ等で、各種団体等の活動をPRし、団体等への加入を促進します。 ④ 福祉に関する大会や研修会等の内容を充実させます。 ⑤ インターネットを活用した情報交換ができる場の提供を検討していきます。

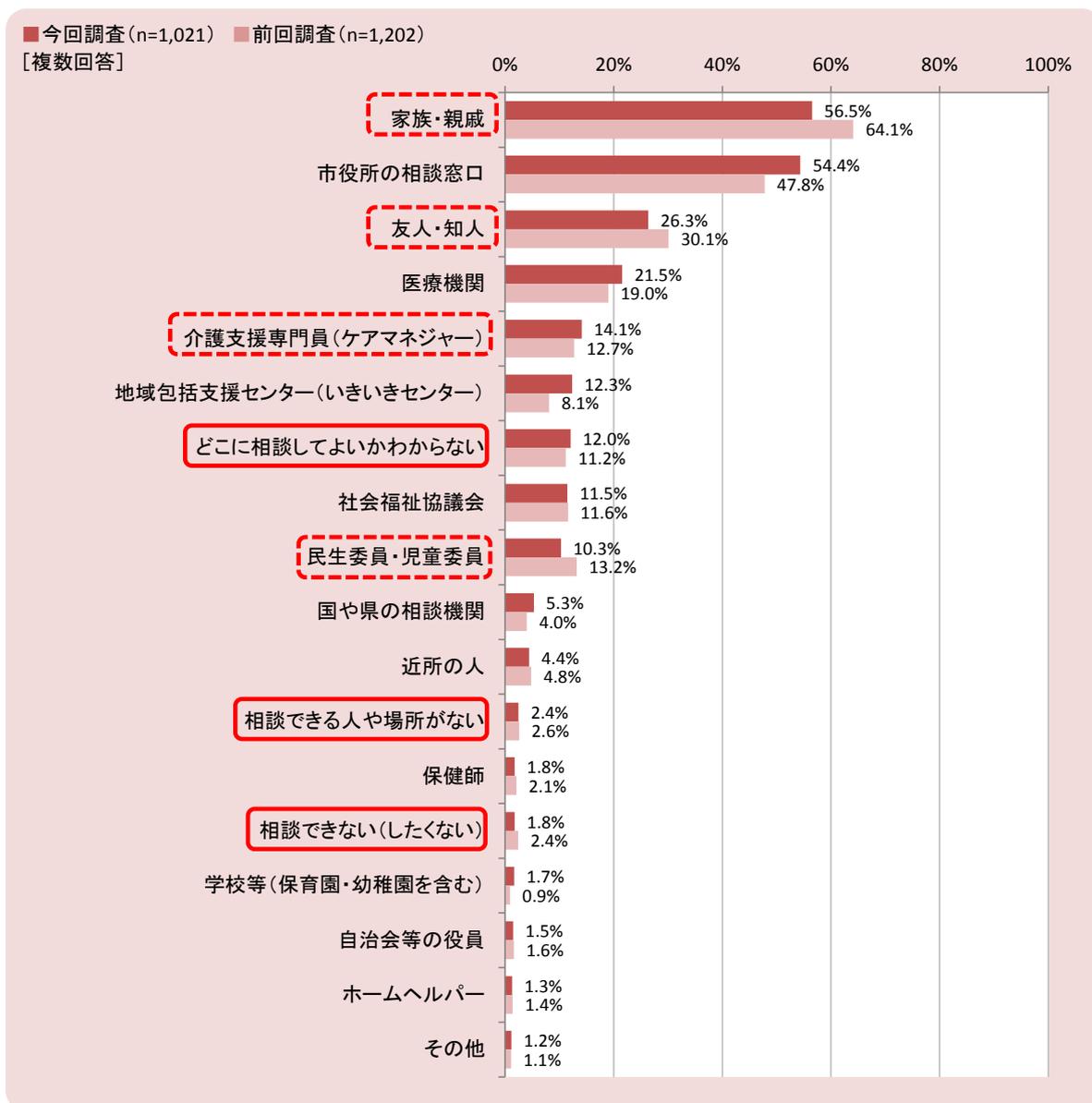
2 気軽に相談できる体制整備の推進

(1) 身近な相談支援の充実

現状と課題

- 生活上の悩みや福祉サービスが必要となった場合の身近な相談先は、家族や親戚、友人等の身近な存在が多くなっていることから、相談を受ける人たちの福祉サービスに関する知識の向上や各関係機関へのつなぎ役としての認識を向上させる必要があります。
- 医療機関や介護支援専門員とする回答が増えていることから、医療機関や介護支援専門員などと連携を図る必要があります。
- 地域に根ざした相談役の第一人者である民生委員・児童委員とする回答が若干減少していることから、民生委員・児童委員制度の周知徹底を図る必要があります。
- 相談したくてもできない市民に対して、その対策を講じる必要があります。

図表：生活上の悩みや福祉サービスが必要になった場合の相談先



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

生活上の悩みや問題等を解決するため、身近な相手に相談することを促進し、その相談を受けた人が関係機関等へつないでいくことにより、悩みや問題等の早期解決できる環境づくりに努めます。

取組の方向性

身近な場所に、誰もが気軽に相談できる環境を整備し、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを目指します。

自分や家族、地域
が取り組むこと



- ① 一人で悩まず、まずは誰かに相談するようにしましょう。
- ② 近所づきあいを大切にし、何かあったら相談できる関係を築きましょう。
- ③ 様々な相談窓口を事前に把握しておきましょう。
- ④ 自分が住んでいる地域の民生委員・児童委員を把握しておきましょう。
- ⑤ 悩んでいる人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口を紹介しましょう。
- ⑥ 児童、高齢者、障がいのある人への虐待などを発見したら、市役所等関係機関に情報提供しましょう。

社会福祉協議会
が取り組むこと



[年次計画]P100

- ① 相談日や時間、場所を工夫して、誰もが相談しやすい体制を整えます。
- ② 市民の様々な生活上の問題に対して相談に応じ、専門機関等へつなぐことにより問題解決に向けて適切に支援します。
- ③ 高齢者や障がいのある人で、自ら判断能力に不安があり、福祉サービスの利用の手続きや日常生活の金銭管理等に困っている方を支援します。
- ④ 様々な理由によって生活の困窮に陥った方々への困りごとを丸ごと受け止めることで、安心して相談を受けられる体制を整え、相談者を支援します。
- ⑤ 地域の日常生活上の困りごとを地域住民同士が把握し、関係機関へ繋ぐための体制づくりを支援します。

行政
が取り組むこと



- ① 民生委員・児童委員制度のさらなる周知に努めます。
- ② 民生委員・児童委員の研修を引き続き行い、相談員としてのさらなる資質向上を支援します。
- ③ 医療機関や介護支援専門員など相談を受けることが多い機関等と情報連携を図ります。
- ④ 相談を受けた家族や親戚、友人や知人が、その解決につながる関係機関へつなげるよう支援します。

(2) 相談窓口の充実

現状と課題

- 生活上の悩みや福祉サービスが必要となった場合の身近な公的相談先である市役所の窓口、地域包括支援センター、国や県の相談機関は、ともに回答する人の割合が増加しているため、相談窓口のさらなる充実に努める必要があります。
- 相談したくてもできない市民も少なからずいることから、その対策を講じる必要があります。

基本的な考え方

市役所等公的機関へ相談する人の割合が増加していることから、各種相談窓口の機能をさらに充実させ、悩みや問題等の早期解決に努めます。

取組の方向性

複合化した課題や制度の狭間に位置する問題に対応するため、各分野(高齢、障がい、児童)の枠を超え、関係機関・専門職のネットワークを構築し、問題の早期発見や多様なニーズに対応した支援を目指します。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 一人で悩まず、まずは誰かに相談するようにしましょう。[再掲] ② 様々な相談窓口を事前に把握しておきましょう。[再掲] ③ 悩んでいる人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口を紹介しましょう。[再掲] ④ 児童、高齢者、障がいのある人への虐待などを発見したら、市役所等関係機関に情報提供しましょう。[再掲]
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P100</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決に向けた質の向上に努めます。 ② 各種相談機関や団体と情報交換や連携を強化していくための交流を図ります。 ③ 無料職業紹介所「ひまわり」において職業紹介を行います。短期間就労や短時間就労等の求人情報収集に努め、柔軟な働き方を希望する相談者への仕事の紹介・斡旋を行います。 ④ 総合相談窓口として様々な相談に対応できるようにします。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 相談窓口の周知を図るため、広報等を活用した情報提供に努めます。 ② 相談窓口間の連携を図り、相談員の資質の向上に努めます。 ③ 土曜・日曜・祝祭日の市民の相談に対するニーズの把握に努め、利便性の向上を図ります。 ④ 情報を共有するために、データベース化に向けた検討をします。 ⑤ 各種支援センターの機能充実に努めます。 ⑥ 時代の潮流や市民の多様な相談内容に合わせ、相談窓口の新設や統廃合など、ニーズに応じた柔軟な窓口対応を検討していきます。 ⑦ 日本語が不自由な外国人向けの情報提供や、相談窓口のあり方について検討していきます。[再掲]

第2節 基本目標2 安心して暮らすことのできる地域づくり

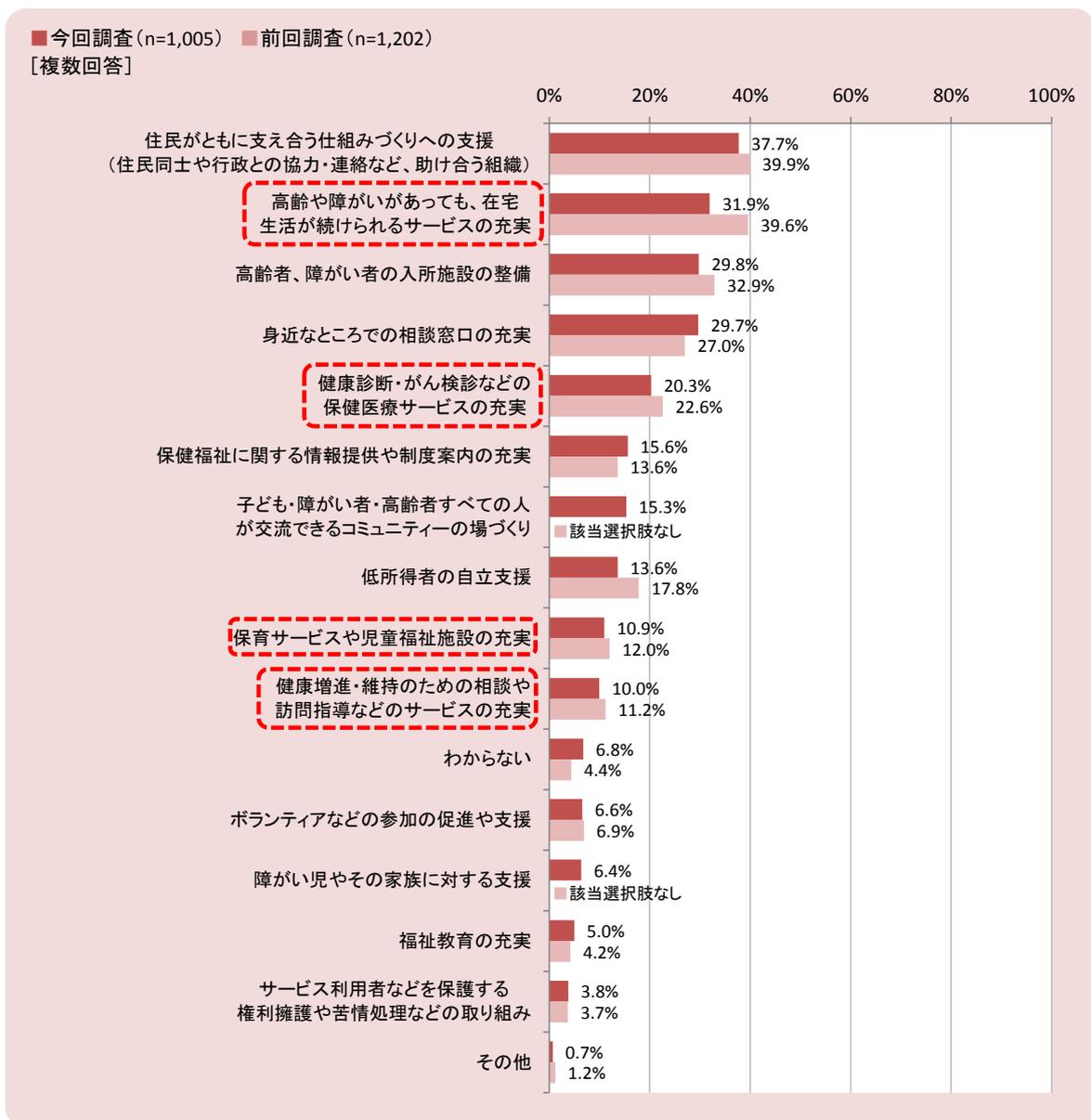
1 福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの適切な利用の推進

現状と課題

- 今後安心して暮らせるまちづくりのために市の福祉施策で必要なこととして、下記の図表にある破線のようなサービスの充実を求める声が増えています。
- 地区（校区）座談会においては、個人情報保護法の関係で、対象者の把握が難しいという意見が多くみられます。

図表：今後安心して暮らせるまちづくりのため市の福祉施策として必要だと思うもの



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

近年の社会情勢の変化により、福祉に対するニーズは増加・多様化しています。

地域の中には、サービスを利用したいと思っても十分なサービスを受けることができない人がいたり、身近に専門的なサービスが不足していたりする状況もみられます。多様な生活課題に対応したきめ細かな福祉サービスを利用できる体制の整備が必要です。

そのためには、行政が中心となり社会福祉協議会やNPO法人、施設事業者等、保健・福祉・医療に関わる様々なサービス提供者が、それぞれの特性を活かしながら事業を展開し、サービスの質の向上を図ります。

また、認知症高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が不十分なため財産の管理や日常生活で生じる契約等を行う場合に、判断が難しく不利益を被る人もいます。今後、財産管理や日常生活における援助等、権利擁護に関する支援や相談の増加が予想されることから、サービスに関して適切な情報を提供していきます。

サービスの利用においては、対等な立場で苦情や要望等を自由に言うことのできる環境の整備や苦情を適切に解決する仕組みを充実していきます。



家族介護者交流会



介護者のつどい「ひまわり」



取組の方向性

各種福祉サービス等を必要とする人が、尊厳を保ち安心して自立した生活が送れるよう、効果的なサービスが受けられる仕組みづくりを目指します。

自分や家族、地域 が取り組むこと



- ① 行政や社会福祉協議会が配布する資料を読みましょう。
- ② 見守り活動を通じての早期の問題発見に努めましょう。
- ③ 個人情報やプライバシーへの配慮をしましょう。
- ④ 行政や民生委員・児童委員等に相談しましょう。

社会福祉協議会 が取り組むこと



[年次計画]P101

- ① 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる在宅福祉サービスの提供に努めます。
- ② 内部研修や外部研修を積極的に行い、サービスの質の向上、改善を行います。
- ③ 苦情を適切に解決する苦情相談窓口を充実します。
- ④ 認知症の方や障がいのある人の権利擁護のために福祉サービス利用支援事業の充実を図り、判断能力が低下しても安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。
- ⑤ 小地域での地区（校区）座談会を定期的を開催することにより、福祉ニーズの把握に努め、地域の福祉活動を支援します。

行政 が取り組むこと



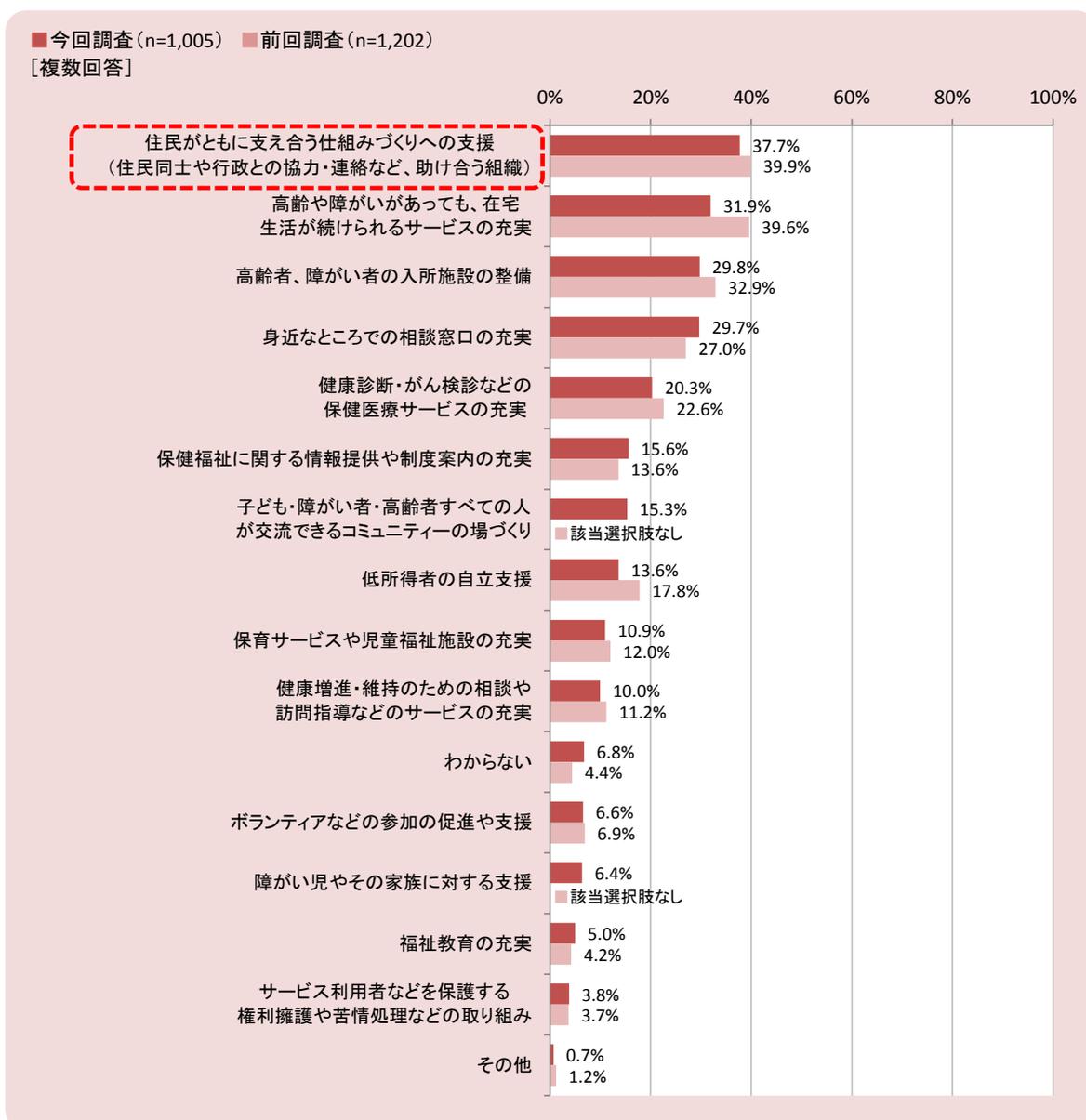
- ① 介護支援専門員及び相談支援専門員等専門職に対する支援や質の向上に取り組めます。
- ② 事業所に対する啓発（サービスの質の向上）を行います。
- ③ 地域密着型介護事業所の外部評価情報を公開します。
- ④ 社会福祉協議会と連携し地区（校区）座談会を実施して、地域課題の把握に努めます。
- ⑤ 市民のニーズに的確に対応していくため、近隣市町との連携を図りながら、サービス提供の充実に努めます。
- ⑥ 関係機関やサービス事業所等の連携強化を推進するため、各種会議等の充実を図ります。
- ⑦ 各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。
- ⑧ 支援が必要な人に適切なサービスが提供できるように、関係機関と連携して支援を行います。
- ⑨ 成年後見制度の推進に努めます。

(2) 地域における見守り・支え合いの推進

現状と課題

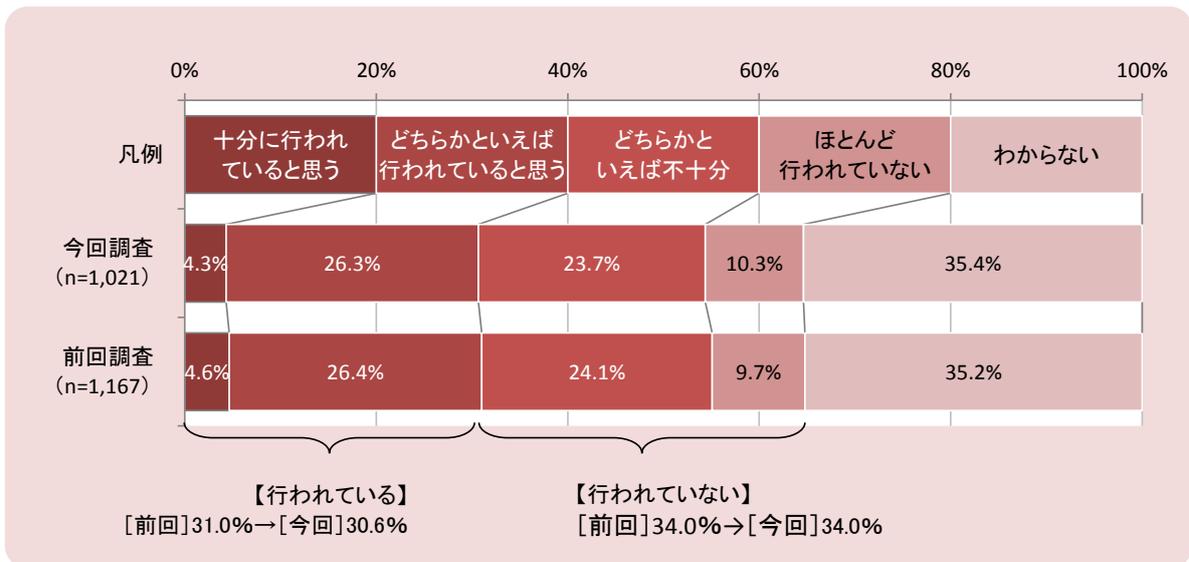
- 安心して暮らせるために、市の福祉施策で必要なことは、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」があげられています。
- 配慮を要する世帯への見守りか活動が十分ではないという結果もみられます。
- 一人暮らし高齢者や認知症等支援を必要とする人が増加する中、セルフネグレクト（支援を拒む人、自己放任）もいるものと想定されます。
- 地域での見守りや支え合いが必要とされる中で、見守り協力員の数が少ない状況にあります。そのため、日常的な支援や虐待の早期発見・防止に向けた重層的なネットワークづくりが必要です。
- ゴミだしや買い物、移動手段等困りごとの意見が多い中で、行政等で支援することや地域の中で助け合う仕組みの構築が必要です。

図表：今後安心して暮らせるまちづくりのため市の福祉施策として必要だと思うもの[再掲]



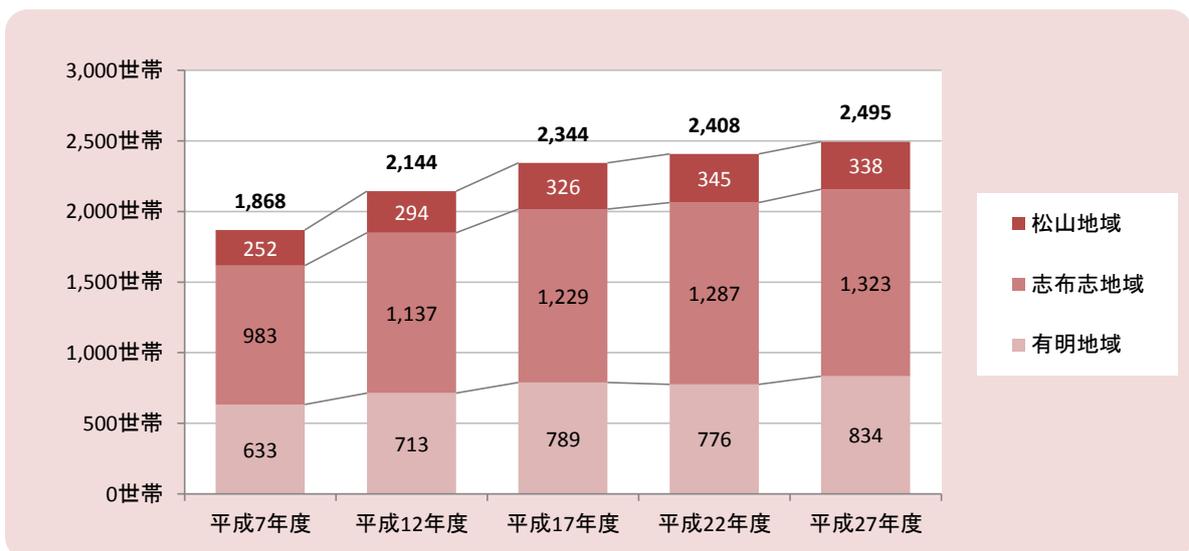
[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

図表：一人暮らし高齢者や認知症の方など援護を要する世帯への見守り活動の状況



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

図表：一人暮らし高齢者世帯数の推移



[出典]国勢調査

基本的な考え方

誰もが安心して安全に生活を送るには、不安や悩みを相談できる身近な人や場所、地域による見守り活動等が必要です。高齢者や障がいのある人等、近隣住民との交流が持てずに地域で孤立するというケースも想定されます。

本市では一人暮らし高齢者が増加しており、地域の中での見守りや協力を行い、コミュニケーションを図りながら、地域の見守りネットワーク活動を充実・工夫していきます。

取組の方向性

安心して暮らせる地域をつくるため、市民誰もが無理なく実践できる支え合い活動を推進する地域の仕組みづくりを目指します。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 日頃の近所づきあいを大切にしましょう。 ② 民生委員・児童委員や見守り協力員等の連携により、一人暮らし高齢者世帯等を定期的に訪問しましょう。 ③ 地域の中で見守り活動を組織的に進めていくため、見守りネットワークの拡充及び強化について話し合う場を設けましょう。 ④ 子育て家庭や高齢者、障がいのある人等、ゴミだしができない世帯に対し、身近な地域での支え合い、助け合いの取組を進めましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P101</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 見守り活動のネットワークの拡充及び強化に向けて関係団体や地区（校区）社会福祉協議会の活動を支援します。 ② 見守りネットワーク活動やそれに携わる協力員等の役割について住民に周知し、活動への理解を促進します。 ③ 地域の身近な困りごとに対応するため、住民参加型在宅福祉サービス（おやっとさーびす）の推進や地域資源を発掘します。 ④ 地域住民が日常生活上の困りごとを把握できる支え合いマップづくりを推進し、我が事としてとらえられるよう互助活動を促進します。 ⑤ 見守り協力事業所を拡大し、見守り・支え合いの体制強化に努めます。 ⑥ 地域での見守り・支え合い活動がより充実するように、地区ネットワーク会議に参加し、他地区での取組等の情報提供を行います。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自治会への加入促進を支援します。[再掲] ② 見守り活動のネットワークの拡充及び強化に向けて関係団体との連携・協力を推進します。 ③ 自治会長や民生委員・児童委員等それぞれの連携を支援します。 ④ 見守りネットワーク活動やそれに携わる民生委員・児童委員や見守り協力員等の役割について市民に周知し、活動への理解を求めます。 ⑤ 移手段としての地域公共交通網施策の取組を進めます。



おやっとさーびす（志布志市社会福祉協議会）

地域の中で「ちょっとした困りごと」を抱えている方の、日常生活上の生活支援を目的とした有償ボランティアの活動です。

■ 支援を行う世帯

- ① 高齢者がいる世帯
- ② 障がいのある人がいる世帯
- ③ ひとり親世帯
- ④ その他の世帯

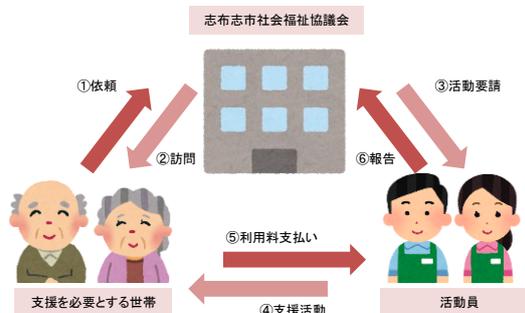
※家族や地域の方の支援が難しい場合に活動します。

■ 活動時間と活動料金

- 活動時間は、上限 60 分まで
 ※月～金曜日(午前9時～午後4時)
- ① 30 分まで: 300 円
 - ② 30 分～60 分まで: 600 円

※活動者が自家用車を利用する場合: 交通費 100 円あり

■ 仕組みと利用の流れ



主な支援活動

ゴミ分別・出し、買い物代行、お墓の掃除、衣替え、掃除・洗濯、お話し相手 等

(3) 虐待防止と権利擁護支援体制の充実

現状と課題

- 福祉サービスの多くが利用者自らの意志で選択して利用する制度に移行した中で、福祉サービスを選び、決定することが困難な方への支援も充実していく必要があります。
- 国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。これらの動向を踏まえ、権利擁護に関する地域連携ネットワークづくりが求められています。
- 児童、高齢者及び障がいのある人に対する虐待や、配偶者やパートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）については、それぞれの関係法令に基づき、虐待の発生防止、早期発見・早期対応、保護・支援を適切に行うための体制を整備しています。

図表：志布志市福祉課における通報・届出・相談件数の推移[再掲]

単位：件

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
通報・届出のあった養護者による高齢者虐待件数	2	0	2	1	2
うち虐待と認定した件数	2	0	2	0	1
通報・届出のあった障がい者虐待件数	1	0	0	0	1
うち虐待と認定した件数	1	0	0	0	0
児童虐待相談・通報件数	4	4	0	1	0
うち虐待と認定した件数	0	0	0	0	0
ドメスティックバイオレンス(DV：配偶者等による暴力)相談件数	10	15	8	10	4

[資料] 志布志市福祉課・企画政策課 ※各年度3月末時点 但し、平成30年度については8月末現在の数値

基本的な考え方

虐待を未然に防ぐためには、近所付き合いや防犯・防災活動、自治会活動など、地域の様々な主体による活動が臨機応変に協調し、早期発見や見守りネットワーク等により担当窓口につなぐ事で事態の深刻化を防ぐことが可能になります。

虐待対策は、児童、高齢者及び障がいのある人等の分野別に制度化されていますが、制度上の役割分担を超えて関係機関の連携ネットワークを構築することにより、質の高い支援が可能になります。

住民の支え合い活動と行政のサービスが協働する上でも、幅広い関係機関の連携と、調整する仕組みが必要であり、総合的な視点で組織的に判断していかなければなりません。今後は、関係機関の連携・協力体制をより一層強化していきます。

取組の方向性	
一人ひとりの権利が守られ、安全安心に暮らせる地域を目指します。	
<p style="text-align: center;">自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 隣近所との普段のコミュニケーションを上手にとりましょう。 ② 家族や離れて生活している子ども達とも連絡を密にとりましょう。 ③ いざという時のために親しく話し合える仲間づくりをしましょう。 ④ できる限り、周りを見ておき「これはおかしい」と異変を感じたら誰かに相談しましょう。 ⑤ 地域の会やイベントを活性化し、困っていることを話しやすい雰囲気づくりをしましょう。 ⑥ 地域で起きている問題や解決のための制度等の情報を共有しましょう。 ⑦ 児童、高齢者、障がいのある人への虐待などを発見したら、市役所等関係機関に情報提供しましょう。[再掲]
<p style="text-align: center;">社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p style="text-align: center;">[年次計画]P102</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症の方や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業について、わかりやすい周知・啓発に取り組みます。 ② 地域において、権利擁護に関する学習会の開催を支援します。 ③ 認知症の方や障がいのある人の権利擁護のために福祉サービス利用支援事業の充実を図り、判断能力が低下しても安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。[再掲] ④ 虐待等の早期発見・早期対応に向け、職員の連携体制を整備します。 ⑤ 虐待防止と権利擁護支援のために地域で行う見守り活動を支援します。
<p style="text-align: center;">行政 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 虐待防止に向け、情報や相談窓口等の周知を図ります。 ② 権利擁護の仕組みについて周知と利用促進を図ります。 ③ 関係機関等のネットワーキングと地域を基盤とした虐待防止の仕組みについて周知し、虐待の未然防止に努めます。 ④ 虐待事案への対応は、要保護児童対策地域協議会及び虐待防止ネットワーク協議会も活用し、関係機関との連携・協力・情報交換等迅速な対応に努めます。



2 地域で活動する人材の育成

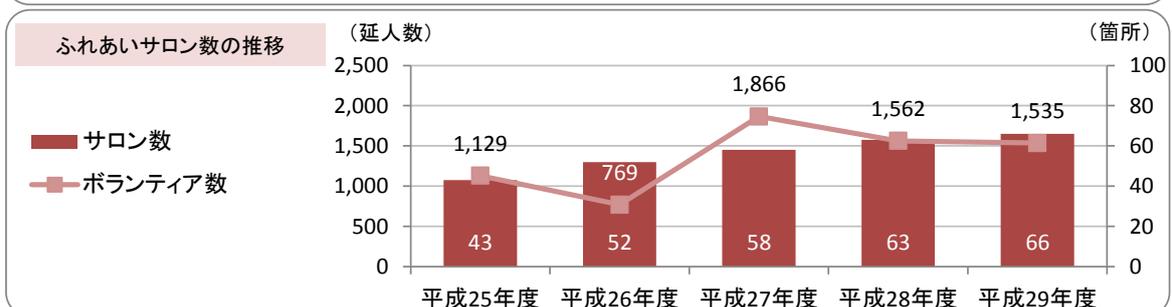
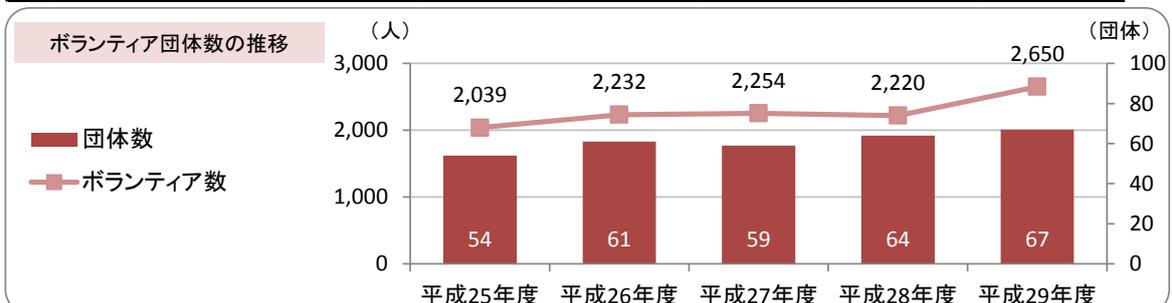
(1) 地域で活動する人材の育成

現状と課題

- 本市の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）は、平成30年10月現在94人、平均年齢は68.1歳となっています。また、平成29年度における社会福祉協議会ボランティアセンター登録者数は67団体2,650人、ふれあいサロンへの地域ボランティアは延べ1,535人となっており、地域福祉活動を行う方々の高齢化も考慮していく必要があります。
- 地区（校区）社会福祉協議会長や自治会長等は、その地域の実情をよく知っていることも必要であることから、必然的に年齢が高くなり、活動者の高齢化や担い手不足は進行しています。

図表：ボランティア団体数及びふれあいサロン数の推移

	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
ボランティア団体(団体)	54	61	59	64	67
ボランティア数(人)	2,039	2,232	2,254	2,220	2,650
ふれあいサロン数(箇所)	43	52	58	63	66
ボランティア数(延人数)	1,129	769	1,866	1,562	1,535



[資料] 志布志市社会福祉協議会(平成30年4月現在)

基本的な考え方

高齢な人が地域福祉活動の中心である中、その次の世代や若い世代、さらにその子ども世代の参画を進めることが重要です。また、市民が持っている地域への関心を行動に移していくとともに、日々の暮らしに追われ、希薄になりがちな住民主体の地域づくりやまちづくりの意識を高めていきます。

取組の方向性	
これからの地域福祉を担う人材の育成に向け、研修等の支援を拡充していきます。	
<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉へ関心に向け、自ら積極的にボランティア活動や地域の活動・行事等に参加しましょう。 ② リーダー育成の研修にも積極的な参加を心がけましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P103</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア活動の意識調査や住民の意向を調査し、ボランティア活動を行いやすい環境の構築に努めます。 ② 大規模災害に備えて災害ボランティア等のリーダー育成に努めます。 ③ 地域の課題解決に向け、相談に住民と一緒に取り組むために、「地域福祉活動コーディネーター」等の育成に努めます。 ④ 次世代を育成していくために「児童・生徒のふれあいボランティア制度」を周知します。 ⑤ 地区（校区）座談会の取組内容の活動を支援します。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア養成講座の充実やボランティアでの参加機会の環境づくりを行います。 ② 新たなボランティア団体の立ち上げや育成を支援します。 ③ 地域福祉の推進役となるリーダーの育成を支援します。



災害ボランティアセンター設置運用訓練



児童・生徒のふれあいボランティア制度

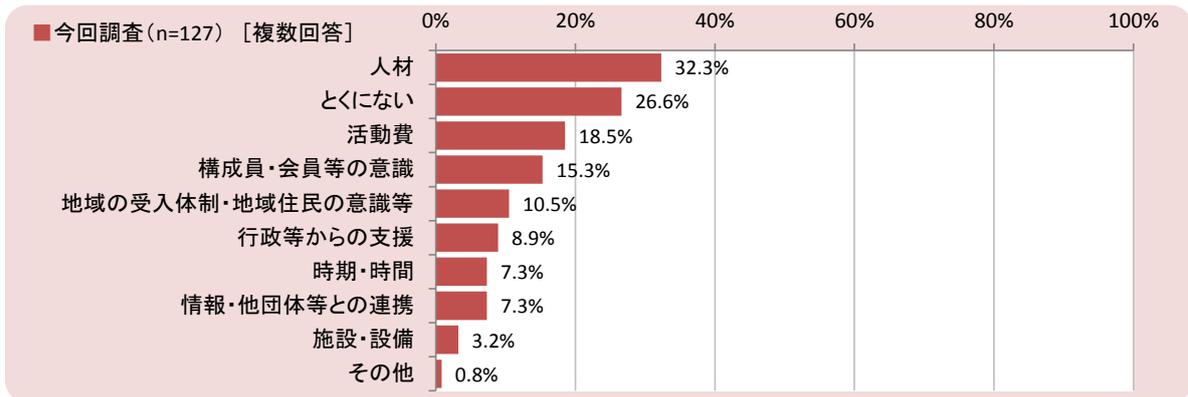


(2) 関係機関・団体等との連携

現状と課題

- 地域で住民活動を行う組織・団体（NPO法人）やボランティアの活動は、行政と住民との協働を進めて行くうえで欠かすことのできないものです。
- 団体アンケートでは、団体を運営していく中で人材不足が主な課題として挙がっており、活動内容の周知・理解を進めることにより、人材の確保・育成を促していくことが重要です。

図表：地域活動をする上での問題点・課題



[出典]平成 30 年度「志布志市の地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査」(各種団体アンケート調査)

基本的な考え方

関係機関・団体に対し、これからの地域社会を支える役割として、地域課題への対応や地域コミュニティの活性化、様々な住民活動への参加を促していきます。

取組の方向性

民間との連携による地域福祉の推進を図ります。

自分や家族、地域 が取り組むこと



- ① 自分でできる社会貢献に取り組み、寄付の仕組みについて理解を深め、社会福祉協議会や赤い羽根共同募金等の寄付へ協力していきましょう。
- ② 地域の団体や企業等が実施する地域福祉に関する取組に参加してみましょう。

社会福祉協議会 が取り組むこと



[年次計画]P103

- ① 地域の人材を育成し、地域活動を協働していくため、ボランティアグループ、NPO 法人等と交流を図り、情報交換を行います。
- ② 地域の困難相談（事例）については、関係機関と連携して解決に努めます。

行政 が取り組むこと



- ① 行政と民間と地域の協働による、地域福祉の推進や地域福祉を行う受け皿となる体制の構築を目指します。
- ② 住民の寄付文化の醸成に努め、募金活動等の支援を行います。
- ③ 企業の CSR（企業の社会的責任）*の取組を促進します。

* CSR（Corporate Social Responsibility）とは、事業活動を行なうだけでなく、人権やコンプライアンスの遵守、環境問題への配慮、地域社会との共存・貢献といった企業が果たすべき社会的責任を指します。

3 災害に備えた支援活動の充実

(1) 日常の備えの充実

現状と課題

- 非常持ち出し用品等の準備状況をみると、前回調査と比較して準備ができている人は改善しているものの、できていない人は8割を超えています。
- 避難場所の認知状況は、知っている人が7割弱となっています。

図表：非常持ち出し用品等の準備状況



図表：災害発生時の避難場所を知っているか



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」



基本的な考え方

非常持ち出し用品等については、依然として8割以上の方が準備できていない状況であり、避難場所を認知していない方も3割以上いる状況です。

非常持ち出し品の準備や、避難場所や避難経路等についての周知を図り、日頃より防災意識を啓発していくことに努めます。

取組の方向性

市民一人ひとりが、もしもの災害時に危機感を持ち、日頃から備えておくとともに、災害発生時にスムーズに互助活動が行えるための仕組みづくりを目指します。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害時にすぐ避難できるよう、非常持ち出し用品の準備をしておくとともに、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。 ② 避難が必要な時は、声をかけ合いながら逃げましょう。 ③ 災害発生時の対応等について家族で話し合う場を持ちましょう。 ④ 子どもや一人暮らしの高齢者、障がいのある人等災害時や緊急時の避難行動要支援者*について把握しておきましょう。また、そのような人がいる場合、民生委員・児童委員等に情報を提供しましょう。 ⑤ 防災のための教室やセミナーを開催し、地域での防災意識を高めましょう。 ⑥ 救急医療情報キットを利用してみましょう。 ⑦ 献血に積極的に協力しましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P104</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害時や緊急時における一人暮らし高齢者や障がいのある人等避難行動要支援者への対応について行政と連携を図ります。 ② 避難行動要支援者のニーズに応えられる備えとバックアップ体制の構築を図ります。 ③ ボランティア団体等と連携し、緊急時における災害ボランティアセンターの運用に向けた訓練を行います。 ④ 地域福祉支援システムの活用により、平時から一人暮らし高齢者や障がいのある人等要支援者について把握に努めます。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 救急医療情報キットの配布と説明を行います。 ② 緊急通報システムの制度を周知します。 ③ 避難場所等について周知し、避難場所にすぐ避難できるような体制を整えます。 ④ 住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や講座を開催する等、各種の啓発活動を充実します。 ⑤ 避難行動要支援者の対象となる人たちを把握し、緊急時の避難支援体制を整えます。 ⑥ 災害時や緊急時の対応に関する学習会や避難所運営マニュアルに基づいた訓練等を行います。 ⑦ 安全・安心な輸血を確保するため、行政責務として献血運動の推進に取り組みます。

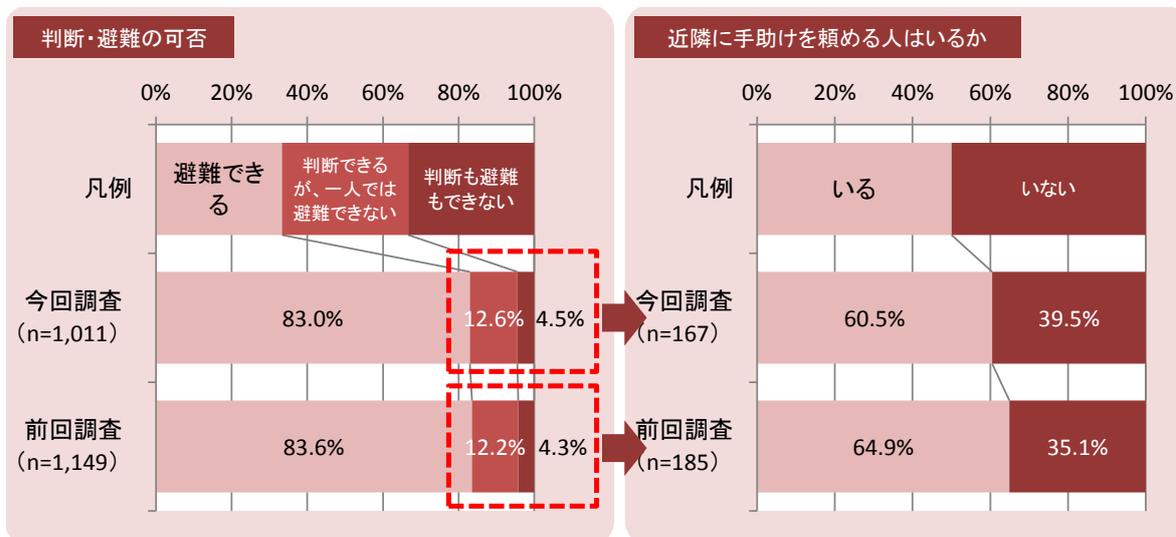
*要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にみずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

(2) 避難支援体制の充実

現状と課題

- 災害発生時に緊急性を判断し避難所まで一人で避難することができない人は2割弱おり、さらに近隣に手助けを頼める人がいないとする人はその中で4割程度います。
- 本市は東西約 23km、南北に約 18km の扇状の区域であり、地形的には中央部から西側の台地を除いては、全般的に丘陵山間地帯となっています。津波を心配する声の多い海に面している地区と災害が起こりにくいと考えている丘陵山間地域等で防災に対する意識の隔たりがあるようです。
- 避難行動要支援者の増加に伴い、避難行動要支援者台帳は年々変化しています。
- 災害発生時の備えとしての行政の役割は、「防災情報の収集と地域への情報提供」が約7割となっています。
- 地区（校区）座談会では緊急の連絡体制が整っていないという意見が挙がっています。
- 避難場所に授乳施設がないという意見が挙がっています。
- 避難場所の表示が夜間は見え、夜間に避難場所まで移動できるのか不安があります。

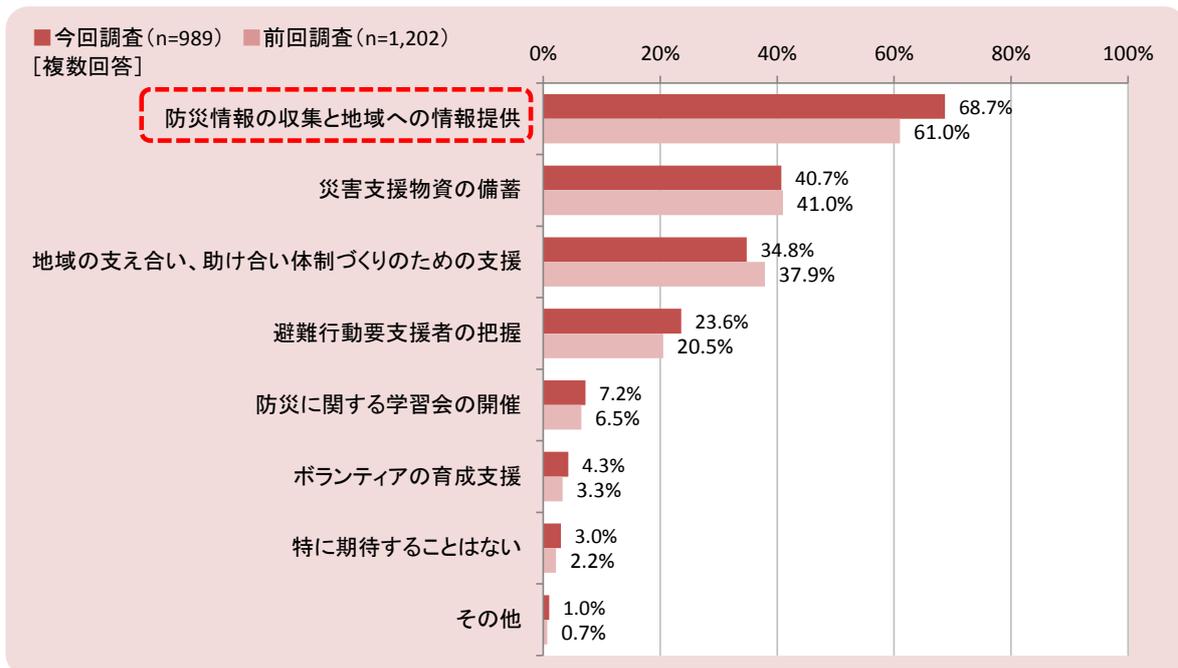
図表：災害発生時における緊急性の判断・避難の可否と近隣に手助けを頼める人の存在



[出典]平成 30 年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」



図表：災害発生時の備えとして行政の役割で期待すること



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人等については、日常の様子がわからないために災害時の支援が難しいと考えられます。そのため、避難行動要支援者の把握を徹底するとともに、地域のネットワークを活用した連絡体制を整えることが必要です。

地域の中では、自主防災組織を組織し、高齢者や障がいのある人を交えた防災訓練を行うなど、日頃から地域住民が協力して地域の安全に取り組む環境づくりを進めるとともに、災害時や緊急時の支援体制の強化を図ります。



取組の方向性

平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災等に関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 早目の避難の呼びかけをしましょう。 ② 避難所への誘導や怪我等の応急手当に協力しましょう。 ③ 緊急連絡網をつくり、災害時や緊急時に支援し合える体制を築きましょう。 ④ 避難先や避難経路を日頃から確認しておきましょう。 ⑤ 自主防災組織を組織し、防災訓練を行いましょう。 ⑥ 避難所運営マニュアルに基づき避難者で協力し自主的な避難所運営に努めましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P104</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 連絡体制を整備し、災害時や緊急時における初動体制を確立します。 ② 火災や風水害等で罹災した方々が復旧支援として生活福祉資金制度を活用できるよう、県社会福祉協議会と連携します。また、被災された世帯に対し、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し、緊急お見舞いとして生活用品セット等の配布を行います。 ③ 大規模災害発生時は、市、県・大隅地区社会福祉連絡協議会、日本赤十字志布志市地区奉仕団と連携し、災害ボランティアセンターを立ち上げて活動を行います。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 避難看板を増加します。 ② 福祉避難所を増加し、訓練等を行います。 ③ 男女共同参画の視点や、障がいのある人等への合理的配慮、避難所での食物アレルギーへの対応等を勘案した避難所運営マニュアルに基づき支援を行います。 ④ 関係機関、部署と連携して避難行動要支援者台帳の更新に努め、避難所での支援体制の充実を図ります。 ⑤ 行政告知端末等を活用し、災害時や緊急時における情報提供の充実と災害情報の共有化を図ります。 ⑥ 安心安全メールの登録を推進します。 ⑦ 防災マップを作成し、避難体制を強化します。 ⑧ 日本語が不自由な外国人に対して防災に関する情報提供の工夫を行います。

避難場所一覧

1 通常の避難場所（1次開設）

No.	避難場所の名称	所在地	電話	備考
1	老人福祉センター	松山町新橋268	487-2111	
2	やっちくふれあいセンター	松山町泰野3410	481-4000	
3	尾野見地区公民館	松山町尾野見44-3	487-8776	
4	志布志小学校	志布志町帖6398	472-1358	×
5	潤ヶ野小学校	志布志町帖10688	479-1314	
6	森山小学校	志布志町内之倉1643	479-1616	
7	四浦地域ふれあいセンター	志布志町内之倉7185		
8	田之浦ふるさと交流館	志布志町田之浦2038		
9	出水中学校跡	志布志町内之倉3500	479-1316	
10	香月地区公民館	志布志町志布志3丁目28番6号	473-0321	×
11	安楽地区公民館	志布志町安楽1781	472-3627	
12	帖五区農産加工研修センター	志布志町帖4789番地2	472-5650	
13	上田之浦地区山村研修センター	志布志町田之浦1684番地4		
14	八野地区農業構造改善センター	志布志町内之倉4525番地	479-2253	
15	志布志市文化会館	志布志町志布志2238-1	472-3050	
16	志布志支所	志布志町志布志2丁目1番1号	472-1111	×
17	夏井地区公民館	志布志町夏井485		×
18	潤ヶ野地区営農研修センター	志布志町内之倉3453	479-1242	
19	伊崎田地区公民館	有明町伊崎田8895	474-1510	
20	有明小学校	有明町野井倉1182	474-0006	
21	通山小学校	有明町野井倉8304-4	477-0555	×
22	蓬原小学校	有明町蓬原815	475-0102	
23	野神小学校	有明町野神3139	475-0002	
24	原田小学校	有明町原田529-2	475-0004	
25	山重小学校	有明町山重10873-2	475-0055	
26	有明地区公民館	有明町野井倉1756	474-1111	
27	川西地区公民館	有明町蓬原2249	475-1107	

2 災害救助法が適用された場合等の追加避難場所（2次開設）

No.	避難場所の名称	所在地	電話	備考
28	松山小学校	松山町新橋1502	487-2004	
29	泰野小学校	松山町泰野3743	487-8159	
30	尾野見小学校	松山町尾野見36	487-8615	
31	松山中学校	松山町泰野3870	487-8158	
32	香月小学校	志布志町安楽188	472-0246	×
33	安楽小学校	志布志町安楽1769	472-1426	
34	八野小学校	志布志町内之倉5450	479-1312	
35	志布志中学校	志布志町帖3394	472-1357	
36	一丁田公民館	志布志町安楽6142-19		
37	天神地域ふれあいセンター(旧老人憩いの家)	志布志町帖6571-9		
38	志布志健康ふれあいプラザ	志布志町志布志3222-1	472-1800	×
39	志布志運動公園体育館	志布志町安楽190-46	473-2551	×
40	志布志運動公園武道館	志布志町安楽190-46	473-2551	×
41	有明総合体育館	有明町野井倉1760	474-1670	
42	四浦小学校跡	志布志市内之倉7185	479-1621	
43	田之浦中学校跡	志布志市田之浦2018	479-1620	
44	伊崎田中学校	有明町伊崎田8866	473-0623	
45	有明中学校	有明町野井倉1582	474-0011	
46	宇都中学校	有明町原田2256-1	475-0115	

[出典] 志布志市総務課 危機管理室

※備考欄に×となっている避難場所は、津波の場合は除く

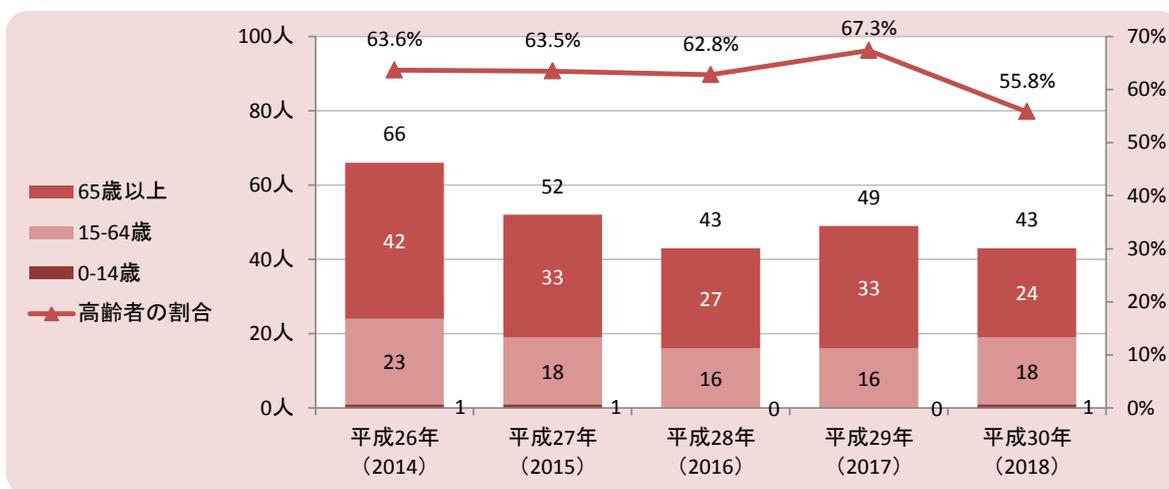
4 交通安全と防犯活動の推進

(1) 交通安全と防犯活動の推進

現状と課題

- 高齢者の死亡事故が多い状況があります。
- 地区（校区）座談会では通学路等で防犯灯が少ないという意見や、見通しの悪い箇所の安全のために今後はカーブミラーや定期的な草払い等が必要という意見があります。
- 歩道と車道の境や、路側帯が狭い等不十分のため、バリアフリーの視点が必要です。

図表：鹿児島県における年齢層別交通事故死者数の推移



[出典]鹿児島県警察「交通事故月報」（平成30年9月末現在）

基本的な考え方

自治会加入者数が減少する中、地域の目が行き届かなくなり、児童が登下校時に不審者に遭遇するケースや、一人暮らし高齢者の悪徳商法被害等、市民が被害に巻き込まれる状況も見受けられます。また、地域で不審者や被害等の情報が住民に伝わらず不安に感じている人もいます。このようなことから、住民同士が日頃から近隣との交流やあいさつ等を通じて、戸締りや不審者に気を付けるようお互いに声をかけ合うことや、行政告知端末、広報紙等で情報を提供していきます。

また、行政や学校、PTA等関係機関や団体が連携を図り、協力して情報交換や啓発活動を進めていくことも必要です。さらには、最近多発する高齢者等の交通事故を防止するため、道路の整備や様々な場を設けて交通安全教室を開催する等、交通事故防止の対策を講じます。

取組の方向性	
地域住民の生活の安心と安全を確保するため、交通安全と防犯に備えた体制づくりを推進します。	
<p>自分や家族、地域が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 防犯ボランティア活動に協力しましょう。 ② 夜間反射材の着用や明るい服装で外出しましょう。 ③ あいさつや声かけをしましょう。 ④ 県警あんしんメールを活用しましょう。 ⑤ 高齢者の交通事故を防止するため免許証自主返納に協力しましょう。
<p>社会福祉協議会が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P105</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民の交通安全・防犯意識を高めるため、社協だより「ささえあい」等により周知・啓発を行います。 ② 地域住民に認知症サポーター養成講座を開催していくことにより、認知機能が低下している方の交通事故の防止を図ります。 ③ ふれあいサロン等において、行政・警察署と連携し、交通安全教室の開催を促進します。
<p>行政が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 交通安全教室や防犯意識の啓発にふれあいサロンを活用します。 ② 高齢者の交通事故を防止するため免許証自主返納を促進します。 ③ 移動手段としての地域公共交通網施策の取組を進めます。[再掲] ④ 自転車等の交通マナーやルールについて広報等で周知します。 ⑤ 広報紙や行政告知放送等で防犯の周知を図ります。 ⑥ 関係機関や団体と連携して情報交換や啓発を行い防犯活動に努めます。 ⑦ 交通の利便性や安全性の向上を図るため、地域間を結ぶ国道・県道整備の促進、要望に取り組みます。 ⑧ 県の交通安全教室を開催し、交通事故防止の啓発に努めます。



県警あんしんメール（鹿児島県警察）

鹿児島県警察では、子どもたちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、「**県警あんしんメール**」を配信しています。会員として登録された方の携帯電話等に県内各地で発生した

- 幼児又は中学生以下の児童・生徒を対象とした声かけ事案、つきまとい事案、公然わいせつ事案
- その他地域住民や地域における自主防犯組織活動等に有益な情報

等を配信するものです。

登録料及び会費は無料です。ただし、1回のメール受信につき、1円から2円の通信費が発生します。

メールアドレス

kp110@123123.tv

QRコード*



○登録用アドレスもしくはQRコード*を使い、空メールを送信することで登録用のアドレスの記載されたメールが自動返信されます。

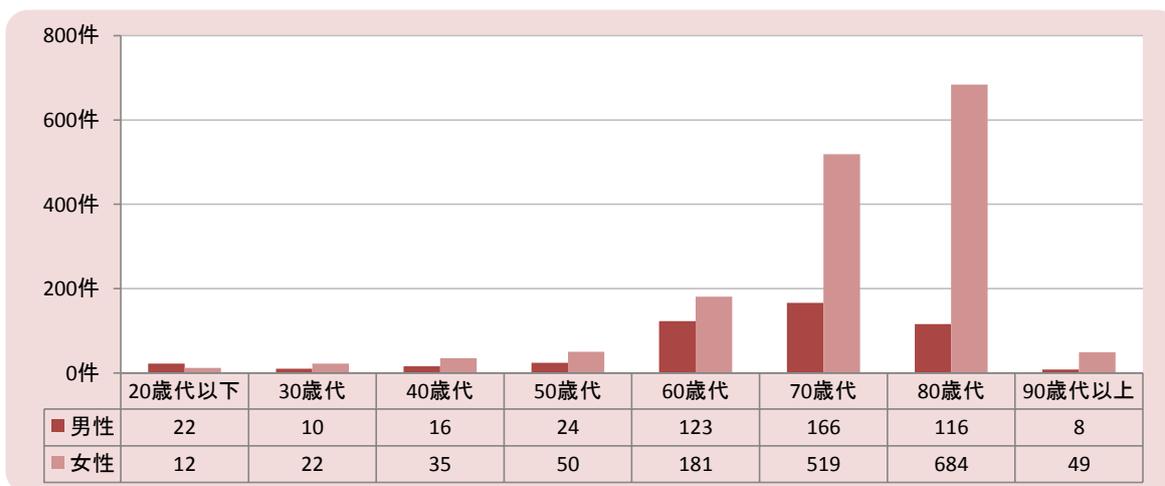
※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です

(2) 消費者支援の充実

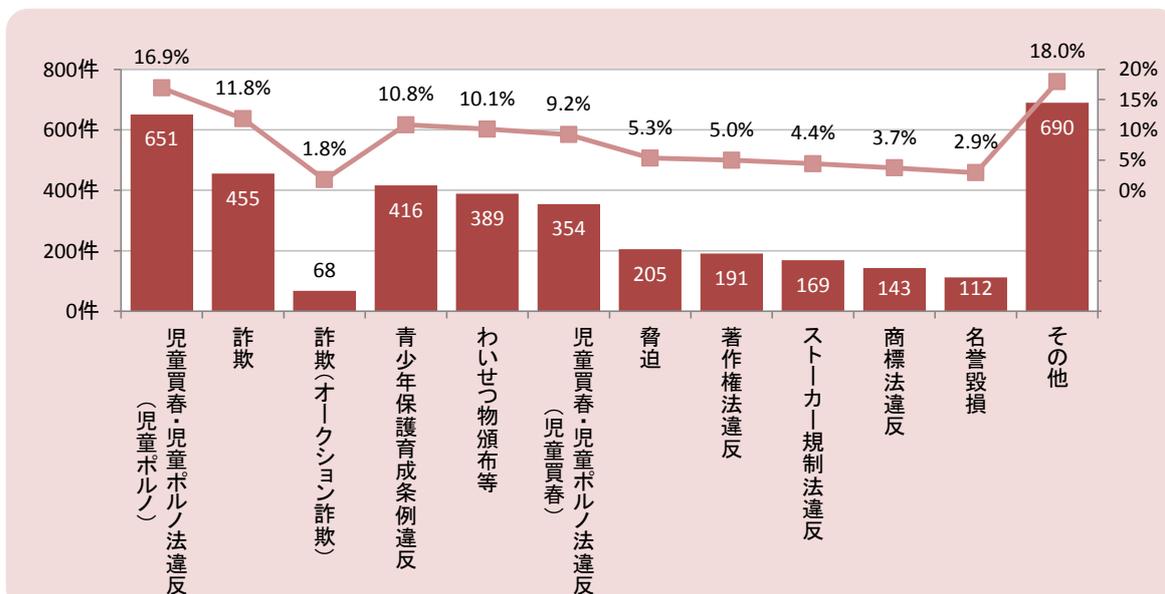
現状と課題

- 悪徳商法や特殊詐欺は年々巧妙化・複雑化しており、社会経験の少ない若年者や、高齢者や障がいのある人等が被害に遭いやすくなっています。
- 全国的に70歳以上の高齢者のうち、特に女性が詐欺に遭う傾向がみられます。
- スマートフォンやタブレット型端末等の普及により、気軽にインターネットに接続できる環境があることから、ネット誘引やネット詐欺等の被害や悪質商法等から自らを守るための教育・情報提供が必要です。

図表：平成30年上半期における全国の特種詐欺認知件数(年代別・男女別認知件数)



図表：平成30年上半期における全国のネットワーク利用犯罪(発生件数及び割合)



[出典] 警視庁犯罪抑止対策本部「平成30年上半期における特殊詐欺の状況について」・「平成30年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

基本的な考え方

消費者トラブルに関する情報をいつでも誰もが入手することができるよう、定期的な情報の発信を行うとともに、誰もが相談をしやすい環境を目指します。

取組の方向性

地域住民の生活の安心と安全を確保するため、消費生活に関する教育・相談支援体制づくりを推進します。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 契約内容の理解等、契約当事者としての責任を自覚しましょう。 ② クーリングオフ等の消費者保護制度や金融の仕組みを学びましょう。 ③ 金銭の振込や多額な契約は、一人で判断せず、まずは家族などの第三者に相談しましょう。 ④ 保護者は、子どもにインターネットトラブルの危険性を教えるとともに、子どもが危機に遭う前の細かな様子の変化を見逃さないようにしましょう。 ⑤ 万が一被害に遭った場合は、早急に学校や専門相談窓口にご相談しましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P105</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 支え合いマップづくり等を通じ、地域の要支援者情報の把握や安否確認の体制づくりを支援します。 ② 悪徳商法や訪問販売等についての消費生活講習会をふれあいサロンや介護者のつどい等の場を活用して開催します。 ③ 各種相談機関、志布志市消費生活センターと連携して、消費者トラブルの対応に努めます。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 巧妙かつ複雑化する悪徳商法や特殊詐欺などについて、市ホームページや広報紙、チラシなどにより情報提供します。 ② 児童や生徒、高齢者等を対象に、チラシ等によりネット誘引・詐欺に対する啓発活動や出前消費者講座を開催します。 ③ 志布志市消費生活センターの更なる周知を図るとともに、現在同センターにおいて実施している巡回相談について広報を積極的に行い、事業を継続していきます。 ④ 国民生活センターや県消費生活センターとの連携を図ります。





■ 支え合いマップ (志布志市社会福祉協議会)

■ 支え合いマップを作ると、助け合いがみえてくる

ご近所同士の助け合いは、表面上見えません。また、住民はあからさまな助け合いを好まない傾向があります。

そこで**支え合いマップ**を活用してみましょう。

[支え合いマップの作り方]

模造紙大の住宅地図に、参加住民から聴取した情報を書き込みます。

聴取する内容は、ご近所内の気になる人や気になることであり、また、それに誰が対応しているのかなどです。

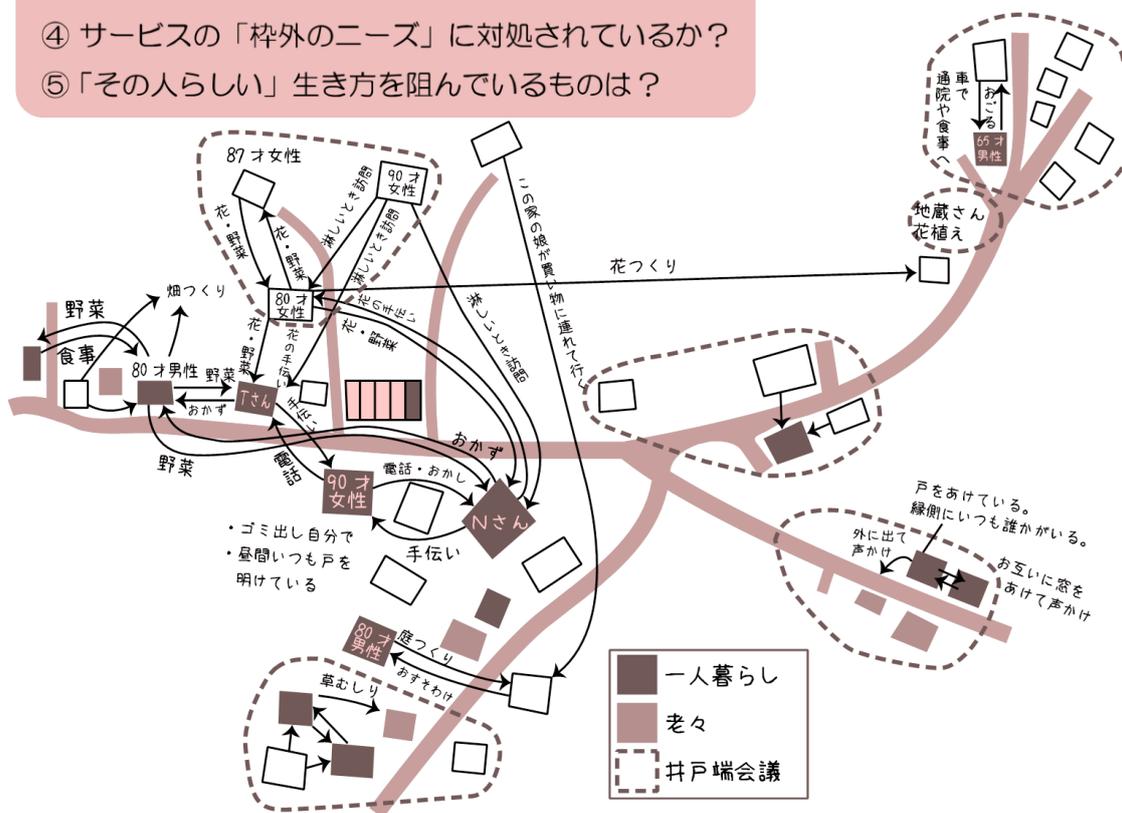
出てきたご近所さんの助け合いを上手く活かせば、さらにより良いご近所関係ができていきます。

支え合いマップづくりに必要なこと	
①	約 50 世帯 (30~80) のご近所ごとに作る。
②	ご近所の住民 4~5 人に集まってもらう。
③	可能であれば、ご近所のことをよく知っている人。

■ 「気になる人」の「気になること」とは？

- ① 「気になる人」は誰か？
- ② その人の「安全」は大丈夫か？
- ③ 「困り事」は解決されているか？
- ④ サービスの「枠外のニーズ」に対処されているか？
- ⑤ 「その人らしい」生き方を阻んでいるものは？

支え合いマップのイメージ



第3節 基本目標3 みんながふれあい認め合える意識づくり

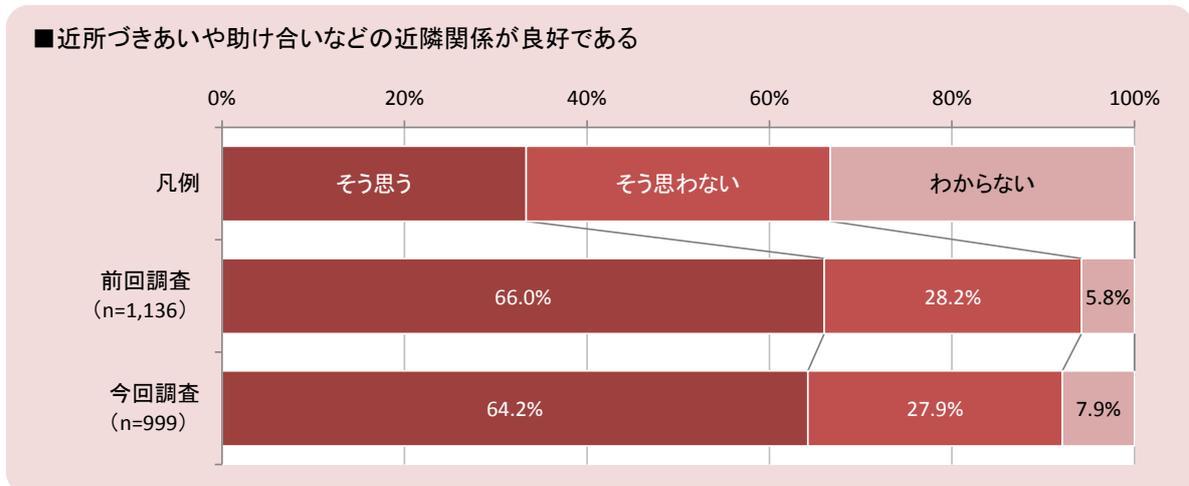
1 交流やつながりの構築に向けた取組の推進

(1) 地域活動の活性化

現状と課題

- 近隣との関係が良好であるとする割合は、前回調査と比較して低下しています。また課題として、自治会の未加入者が多いことがあげられ、そのため地域での様々な活動に参加する人が少なくなっている状況にあります。
- 地区（校区）座談会では、地域の活動を促進するうえで、地域内にリーダーがいないといった意見や、行事等を開催するにあたり、地域住民の連携ができていないといった意見があり、地域間のつながりが薄い状況にあります。
- 隣近所で困っている人がいる場合の、できる手助けとして、見守りや安否確認の声かけがあげられていることから、できる範囲で地域に関わりを持つことが必要です。
- 今後、地域活動を活性化するため、世代間でのふれあい・交流等の環境を整えることも更に検討していく必要があります。

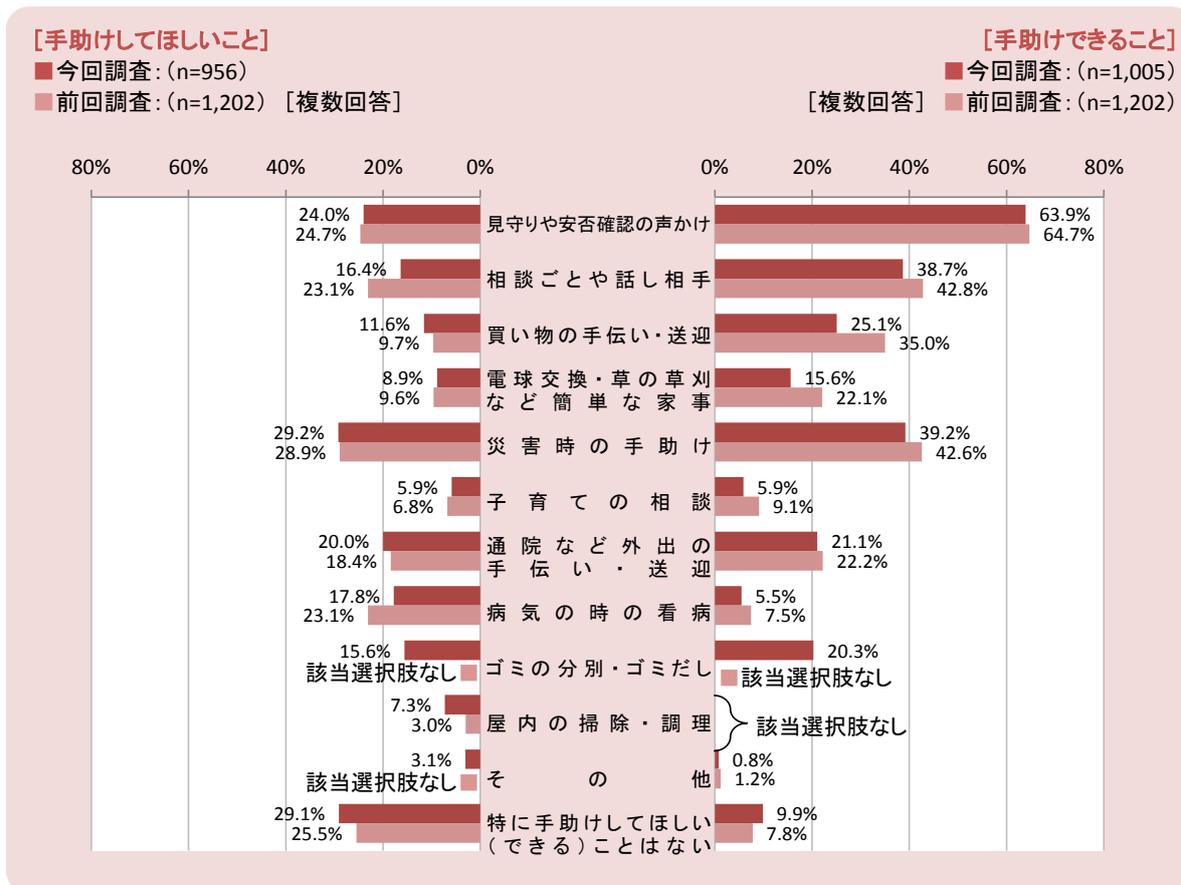
図表：居住する地域や周辺的环境について思うこと(近所づきあいや助け合いなどの近隣関係)



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」



図表：手助けしてほしいことと手助けできること



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

地域の中で隣近所の関係が薄れてきていると考えられ、お互いの顔が見える関係を構築するためには、地域内のつながりが大切です。

隣近所であいさつや声かけが少なくなり、近所づきあいや地域での活動を通じた情報交換の機会が減少している傾向が伺えます。地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整えることが必要です。

近所同士で見守りや協力を行い、隣近所の関係を築くことが重要であり、自分でごみ出しができない人に隣近所で手助けする等、地域で暮らす住民がお互いに声をかけ合い、気軽に助け合えるよう、地域の見守りネットワーク活動を充実・工夫していけるよう支援していきます。

取組の方向性

地域活動が根付き、継続的に展開されるために、活動の担い手を育て、多くの人々が地域活動に参加しやすい環境をつくり、交流やつながりを深めていきます。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域活動に参加しましょう。 ② 隣近所の高齢者等への見守り活動をしましょう。 ③ ゴミ出しができない世帯に協力する等、子育て家族や高齢者、障がいのある人へ、身近な地域での支え合い、助け合いの取組を進めましょう。 ④ 隣近所や地域で気になることがあったら、社会福祉協議会や行政と連携をとりましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P106</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① ふれあいサロン（高齢者・障がいのある人）、子育てサロン等への活動支援を行います。[再掲] ② 地域の課題解決に向け、相談に住民と一緒に取り組むために、「地域福祉活動コーディネーター」等の育成に努めます。[再掲] ③ 地域において見守りや支え合い活動を通して地域資源や課題を発見し、地域の実情に合わせた居場所づくり、拠点づくりを行っていきます。 ④ 地区ネットワーク会議や地区（校区）座談会において、市内他地区の取組活動等を紹介し、地域活動の活性化を図ります。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自治会への加入促進を支援します。[再掲] ② 広報及びホームページによる情報提供を行います。 ③ 地域活動に関する支援を推進します。 ④ 地域活動のリーダーを育成します。 ⑤ 公共施設の安全点検を実施し、危険箇所を改善します。



高齢者ふれあいサロン



子育てサロン



地区（校区）ネットワーク会議

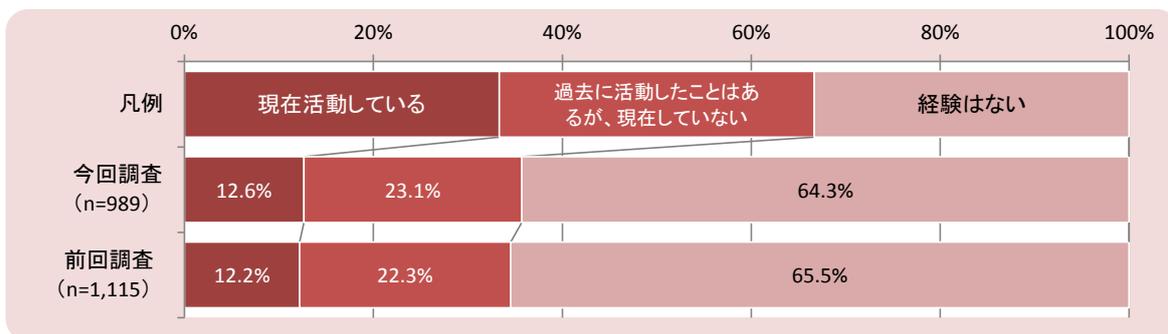


(2) ボランティア活動の推進

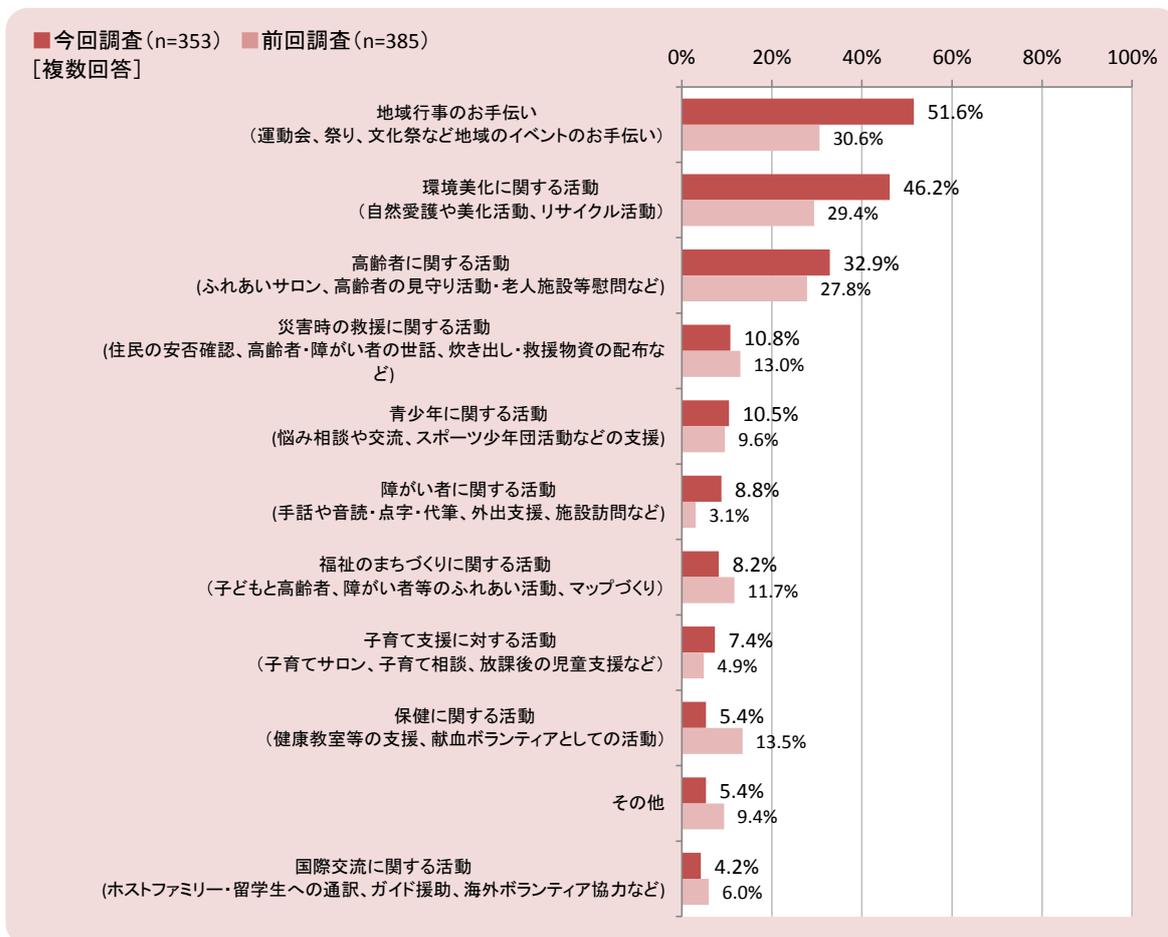
現状と課題

- ボランティア活動については、前回調査と比較すると上昇しているものの、経験のある人は4割弱となっています。
- ボランティア活動へ参加していない理由について「活動したいとは思っているが、きっかけやチャンスがない」といった意見が多くみられます。
- 地区(校区)座談会では、地域行事や清掃活動の参加が少ないといった意見があります。
- 今後は、ボランティアや支援活動の機会や場をつくり、気軽に参加できる体制を整備するとともに、ボランティアに関する周知が必要です。

図表: ボランティア活動への参加経験

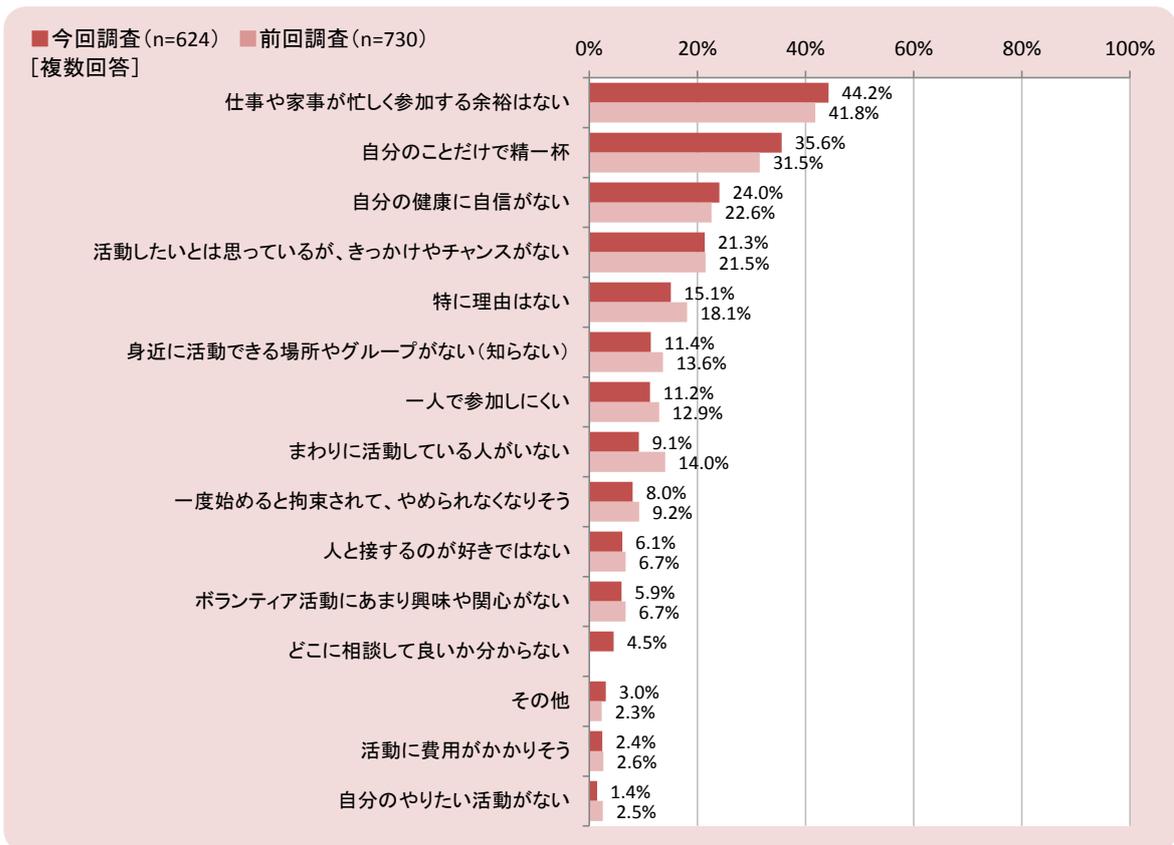


図表: 現在又は過去に活動したボランティア活動の内容

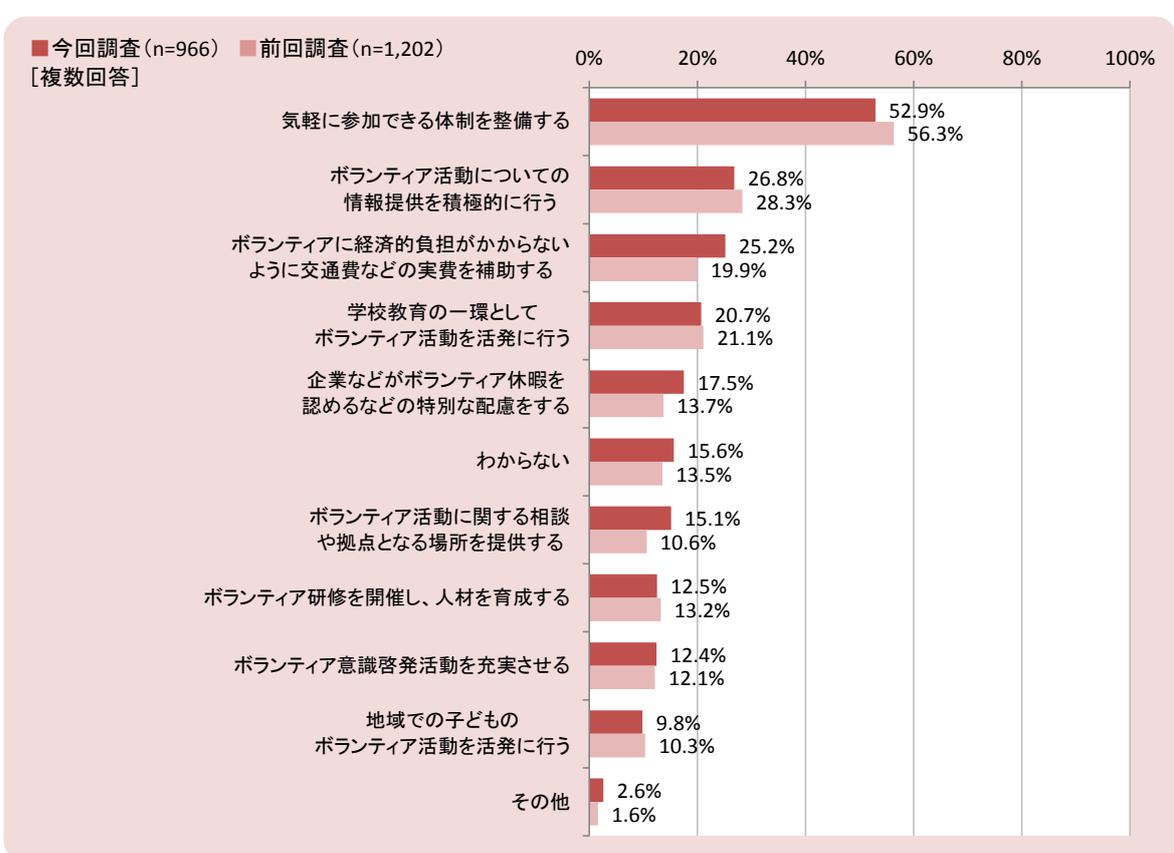


[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

図表: ボランティア活動に参加していない理由



図表: ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと



[出典]平成30年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

市内には、それぞれの使命と目的を持った団体やボランティアグループが活動しています。活動内容も、社会福祉、文化、自然、環境保護、国際協力、人権等幅広い分野に広がりを見せており、活動のかたちも個人でできるものから組織で取り組むものまで様々です。

福祉の分野では、社会福祉協議会のボランティア活動センターに登録して様々な活動が展開されていますが、これらの活動の特徴や良さを活かしながら連携を図り、協働していくことが、ボランティア活動と小地域活動を推進する上で重要です。

ボランティア活動に参加したいと思っても、どのような活動をしているのかわからない、参加の方法がわからないといった意見がある中で、地域活動やボランティア活動に関する情報提供の充実を図り、ボランティアを求める人とボランティア活動を行いたい人の思いを橋渡しするボランティアコーディネート機能の強化が必要です。

また、活動によっては一部の人のみの活動となっている傾向もみられることから、若い人の参加、継続して活動できる人の確保、専門性を活かし活動しているボランティア団体やNPO法人等の知識・技術向上の機会が少ない等の課題があります。

これらに対応するため、多くの市民が気軽にボランティア活動に参加し、主体的な活動を展開するための拠点となるボランティア活動センターの機能の充実を図ります。

取組の方向性

ボランティア活動支援の機会をつくり、気軽に参加できる体制を整備し、ボランティアに対する関心を高めます。また、専門性を活かした取組を行うボランティア団体やNPO法人に対して支援を行い、活動の充実を図ります。

自分や家族、地域
が取り組むこと



- ① ボランティアやNPO法人の活動に関心を持ちましょう。
- ② 社会福祉協議会やNPO法人などのボランティアに関する広報に目を向け、積極的に情報を収集しましょう。
- ③ 自分のことから、ボランティア活動を始めましょう。

社会福祉協議会
が取り組むこと



[年次計画]P106

- ① 福祉教育を推進し、ボランティア活動の充実を図ります。
- ② ボランティア活動を行う人同士が集える交流の場を提供します。
- ③ 子どもから大人まで、誰でも参加しやすい環境づくり（体験活動メニュー）を目指します。
- ④ 個人で取り組めるボランティア活動や団体で行っているボランティア活動、NPO法人等の交流や活動の場など様々な活動を広報紙やチラシにより周知します。
- ⑤ ボランティアをしたくても、仕事が忙しくてできないと思っている人が、ちょっとした心がけでできる活動（ちょボラ）を推進していきます。

行政
が取り組むこと



- ① ボランティアやNPO法人活動に関する情報提供の充実を図ります。
- ② 生涯学習としてのボランティア学習講座等を開催します。
- ③ ボランティアやNPO法人活動への支援（相談窓口等）を行います。
- ④ ボランティア活動センターとの連携を図ります。

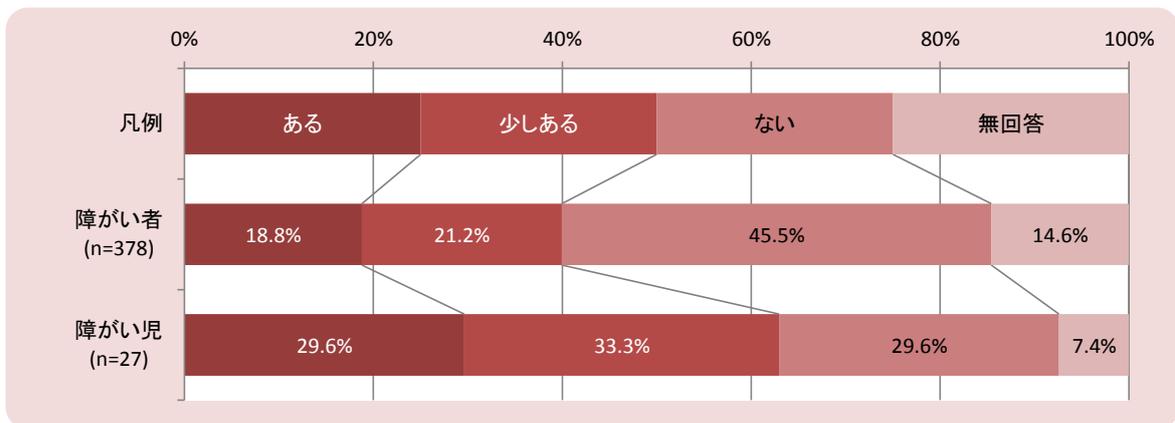
2 誰でも参加できる学びの場の構築

(1) 人権教育・福祉教育の推進

現状と課題

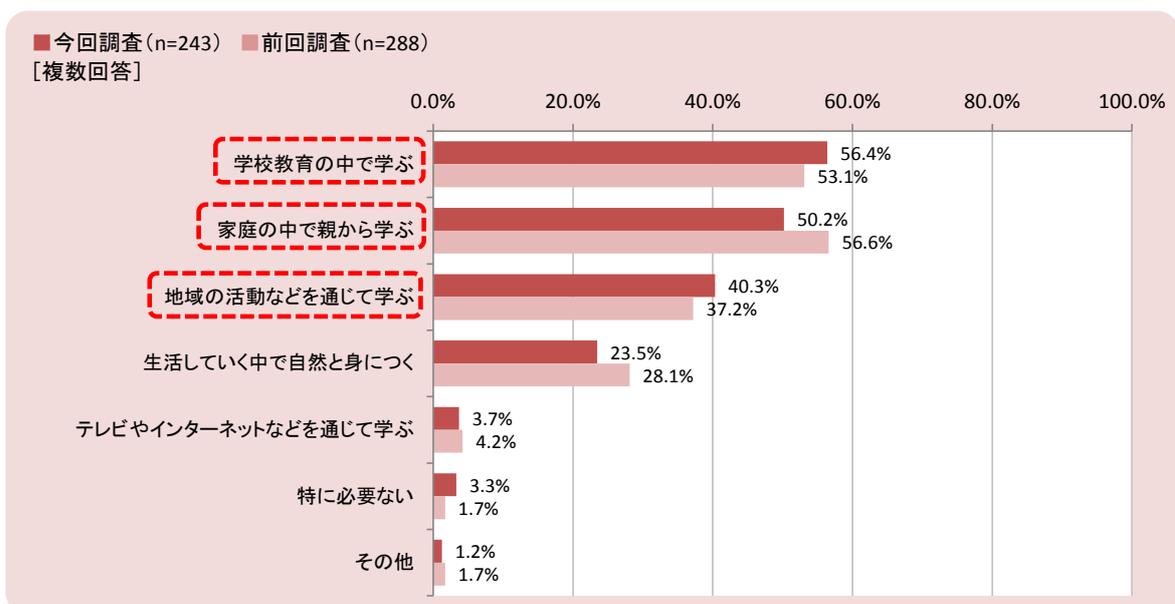
- 障がいがあることにより差別や嫌な思いをした経験の有無については、障がいのある人で4割、障がいのある子どもやその保護者の6割で経験があると回答しており、障がいのある人への理解が進んでいない状況が伺えます。
- 子どもの体験活動や地域の人との交流を通して、人権教育・福祉教育を学ぶことが必要です。
- 子ども達については、家庭・地域・学校・行政が一体となった教育が求められています。

図表：障がいがあることにより差別や嫌な思いをした経験の有無



[出典]平成 29 年度「志布志市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」アンケート調査
 ※同計画に掲載されている内容を改変せずに掲載しており、グラフでは「障がい者」とし、無回答も含んでいる。

図表：子どもに対する福祉教育



[出典]平成 30 年度「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する市民意識調査」

基本的な考え方

世の中の偏見をなくしていくには、子ども達に対する福祉教育の推進や、身近な地域での学習会等啓発活動に努め、地域に住むすべての人の人権意識や福祉意識が醸成されることが重要です。

また、地域での見守り、支え合いを進めるためにはお互いのプライバシーを守る視点を持つとともに、「支える側の人、支えられる側の人」という固定された一方通行の援助ではなく、双方向の援助により支え合う地域社会を築いていく意識の向上のために、人権教育や福祉教育を推進していきます。

取組の方向性

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会を目指し、福祉に関する広報や啓発活動を充実し、福祉教育や人権教育の推進を図ります。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動を通じて、子どもや高齢者、障がいのある人とのふれあう機会をつくりましょう。 ② 家庭や学校を含む地域活動において、福祉に関係する教育の機会に関心を持ち、積極的に関与していくよう努めましょう。 ③ 地域の中で三世代が交流できる行事を開催しましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p>[年次計画]P107</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童や生徒を対象とした福祉活動体験学習等の充実を図ります。 ② 講習会の開催や施設見学、疑似体験学習等を企画し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。 ③ 障がいのある人相互の交流会や障がい者サロンを開催します。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 講演会の開催等、福祉教育や人権教育の推進を図ります。 ② 各種団体と連携して各種活動の周知を図ります。 ③ 福祉教育を推進するために、地域の子ども会の育成、活動を支援します。



(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

現状と課題

- 市民意識調査からは、福祉問題等に関して学習会やセミナーなどを通じて広く市民へ情報提供してほしいという意見や、地域にどんな高齢者や障がいのある人等がいて、どんな問題を抱えているのかわからず、知る機会もほとんどないという意見があります。
- 地区（校区）座談会では、高齢者、特に認知症への対応を協議するケースが多くみられました。その中でも地域の方が認知症について学習する機会を望む意見も挙がっています。

基本的な考え方

高齢者や障がいのある人、認知症の方々等について理解を深めるため、勉強会や講習会への参加を進めるとともに、様々な人たちとふれあう機会等を通じ、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に対して福祉教育や啓発活動を充実していくことが大切です。

また、核家族化の進行により子育て家庭が育児の悩みや問題等を抱えて孤立することもあります。これを防ぐために、子育てサロンの拡充等継続的な交流や情報交換の場を確保するとともに、既存施設や公共施設等今ある施設を利用して、子育て家庭の親子が楽しく集える、利用しやすい居場所づくりが求められています。

地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、しほし生活自立支援センター、障がい者等基幹相談支援センターを核として、関係機関・団体と連携して情報の共有化を図り、障がいのある人、子育て家庭、介護者家族等へ適切な情報を提供して、これらの方々への困りごとや悩み等、福祉問題を学ぶ場や情報交換の機会の充実を図ります。



取組の方向性	
地域住民がお互いに連携しながら行う交流活動等、支え合いの仕組みづくりの大切さや地域の福祉に関する情報の共有に努め、住民福祉意識の醸成を図ります。	
<p style="text-align: center;">自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 講習会や交流会、事業者相互が開催するケース会議等へ参加しましょう。
<p style="text-align: center;">社会福祉協議会 が取り組むこと</p>  <p style="text-align: center;">[年次計画]P107</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障がいのある人等との触れ合う機会を設け、その特性の理解を促進します。 ② 認知症サポーター養成講座や認知症徘徊模擬訓練を開催し、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援していけるよう取り組みます。 ③ 介護者や子育て家庭の相互交流会を開催します。 ④ 見守り活動ネットワーク会議や地区（校区）座談会等において地域課題の個別事例を紹介し、福祉課題を学ぶ機会を設けるとともに、その地域の課題解決に向けて地域と共に取り組みます。
<p style="text-align: center;">行政 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種支援センターの機能充実を図ります。[再掲] ② 認知症等に関する講演会を開催します。 ③ 保育士や介護者同士等が学ぶ場や情報交換の場を設けます。 ④ 地域の自治会長や保健・福祉・医療関係者の情報交換やスキルアップの研修の場を設けます。 ⑤ 個人情報保護制度についての民生委員・児童委員等への研修や学習会を行います。



認知症サポーター養成講座



認知症徘徊模擬訓練

第4節 基本目標4 地域における福祉に関して共通して取り組む体制づくり

1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

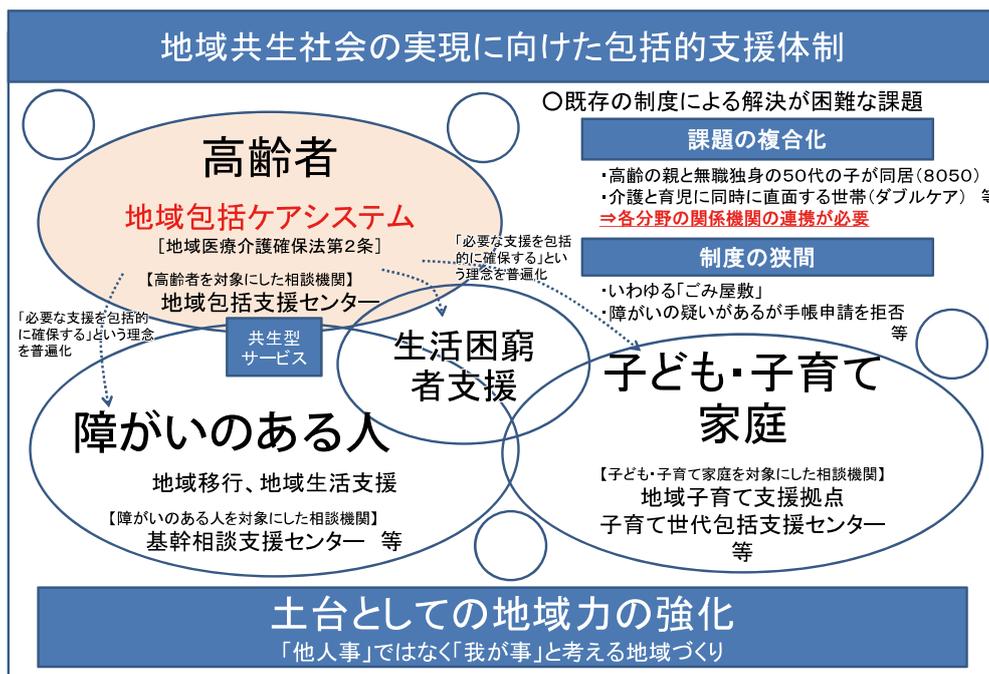
現状と課題

- 現在進めている地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく、一体的に提供し、高齢者の地域生活を支える仕組みとして構築を目指しています。
- 地域における課題は、高齢者のみに留まらず、複合的な問題を抱える人や世帯への対応が求められており、分野横断的な包括した支援体制の構築が必要です。

図表:「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】



※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料を基に作成



[資料]厚生労働省 社会・援護局地域福祉課資料より抜粋

基本的な考え方

高齢者、障がいのある人、子どもなどすべての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムを「困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組み」に深化させるため、住民自らが地域課題を「我が事」ととらえ、解決に取り組む地域づくりを進めるとともに、これまでの対象者ごとの福祉サービスについて、複合的課題に対して包括的支援ができるよう、「縦割り」から「丸ごと」への転換を推進します。

取組の方向性

地域共生社会の実現に向け、全ての市民が役割を持ち、互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

自分や家族、地域
が取り組むこと



- ① 近所づきあいを大切にし、何かあったら相談できる関係を築きましょう。[再掲]
- ② 気になること、気になる人がいたら関係機関等へつなぎましょう。
- ③ 地域の集まりの場に参加しましょう。
- ④ 地域で自分ができることを考える機会を持ちましょう。
- ⑤ 孤立した人がいたら関心を寄せて見守りましょう。

社会福祉協議会
が取り組むこと



- ① 市内の社会福祉法人が連携して公益的な取組や社会貢献活動を推進していきます。
- ② 地区（校区）社会福祉協議会、ボランティアグループ、NPO法人等の活動が、活発になるように支援します。

行政
が取り組むこと



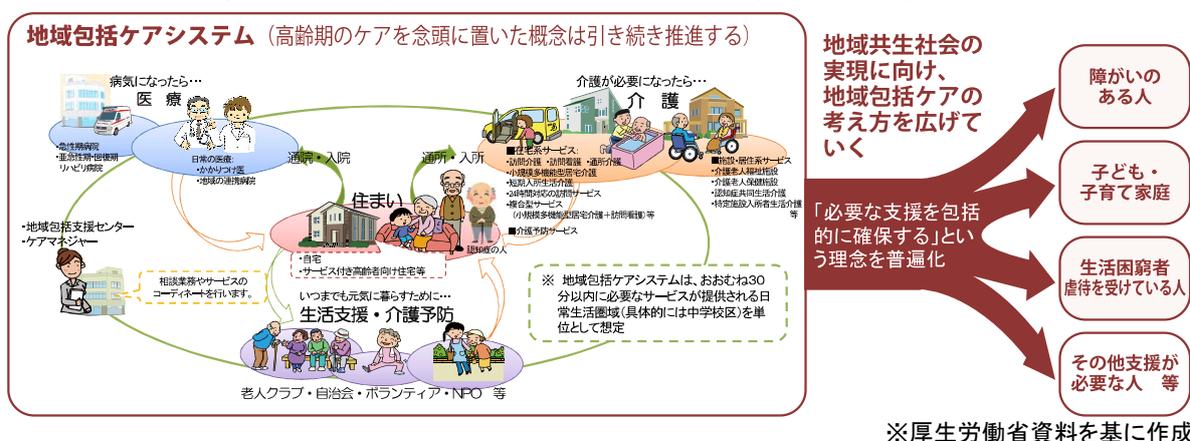
- ① 誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心して子どもを産み、育て、元気で生き生きと暮らせる地域の基盤づくりや健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支え合い、助け合える、優しさのあるまちづくりを進めます。
- ② 「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進のため、地域活動等での周知・啓発等に努めます。
- ③ 生活支援コーディネーターの配置によるコーディネート機能の充実を図ります。
- ④ 障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、必要な支援の継続・充実を図ります。
- ⑤ 生活支援協議体において地域の課題（移送・買い物・ゴミ出し困難者等）に対する検討を行います。
- ⑥ 高齢者をはじめとする市民全体の移動手段の確保のため、新たな公共交通手段の導入や市民のニーズに合わせた利用しやすい交通手段の確保について検討を行います。

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた体制の構築

現状と課題

- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターの機能強化による相談・支援体制の充実をはじめ、各関係機関が連携し高齢者を地域で支えるネットワークの構築、地域課題の抽出や地域に不足する資源の把握などの取組を進めています。今後も一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、重度要介護者、認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域ぐるみの取組がより一層必要となります。
- 高齢者に限らず、地域には障がいのある人や子育て中の家庭、生活困窮者、虐待を受けている人など多様な支援ニーズを抱えた人たちが生活しています。

図表:「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」との関係について



図表: 地域包括ケアシステムの植木鉢



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿ととらえ、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。

[出典]厚生労働省 平成 28 年 3 月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護に関わる多職種の連携体制を強化し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進していきます。また、元気な高齢者をはじめ、住民が活動者となり参加する住民主体の活動や、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業などの多様な主体によるサービス提供体制を拡充し、高齢者の社会参加の機会の充実と、高齢者をはじめとする地域の支え合い体制づくりを進めます。

取組の方向性

高齢者のみならず、子育て家庭や障がいのある人等、誰もが安心して暮らし続けられる志布志市を目指すため、地域包括ケアシステムの実現に向けた体制構築を進めます。

<p>自分や家族、地域 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の医療資源、介護保険について知りましょう。 ② 病気や介護が必要になったらどうするか、これからどんな生活を送りたいか、元気な時から考えて周りの人にも知らせておきましょう。(人生会議^{*1}・マイライフノート^{*2}などの活用) ③ 自主的に介護予防に取り組ましましょう。 ④ かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう。
<p>社会福祉協議会 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における高齢者の生活ニーズや社会資源を把握することを基本とし、そのニーズに対して住民が主体的に支え合い活動に参画するよう働きかけを行い、支え合いの仕組みづくりに協力します。 ② 地域の高齢者の自立支援を支えるとともに、生活支援コーディネーター等との連携を図り、地域包括ケア体制の推進に協力します。 ③ 住民参加型在宅福祉サービスを充実・拡充していきます。
<p>行政 が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 退院支援ルールを推進し、医療機関と介護事業所等との情報連携を図ります。 ② 医療・介護に携わる多職種の連携を強化して、在宅医療・介護サービス等の提供体制づくりを推進します。 ③ 人生会議やマイライフノートの普及・啓発を行います。 ④ 現在行っているケア会議を充実させ、困難事例の検討、自立支援・重度化予防に資する個別計画の検討を通じて地域の課題発見、ネットワーク構築に努めます。 ⑤ 地域包括支援センターに必要な専門職の配置、公正中立を担保した地域包括支援センター運営のあり方を検討していきます。 ⑥ 市民主体の多様な生活支援や介護予防サービス提供者の充実の為、ボランティア等の担い手の育成に努めるとともにインフォーマルサービスの充実にも努めます。 ⑦ 身近な地域で安心して暮らす事ができるよう住民運営の通いの場づくり等の介護予防の取組や地域でのリハビリテーション等を推進していきます。 ⑧ 介護予防についての理解を深めるため、講演会や教室を実施します。 ⑨ 自殺予防対策として、ゲートキーパー養成講座、自殺予防ネットワーク会議を継続的に開催していきます。 ⑩ 病状の安定した方々を対象に社会参加と仲間づくりを目的とし、デイケアを実施しています。また、一般市民、民生委員等の地域支援者などに対し講演会を開催し、うつ病予防や支援について意識啓発を拡充していきます。

*1 もしものときのために、望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。厚生労働省では、従来「ACP：アドバンス・ケア・プランニング」として普及・啓発を進めていたが、より馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称で呼ぶことに決定した。

*2 今までの人生を振り返るとともに、これからの人生を踏み出すきっかけとなるよう、作られたものです。残りの人生を生き生きと過ごし、人生を謳歌するために家族や知人に自分の思いを伝えるものです。

(2) 生活困窮者等に対する支援の充実

現状と課題

- 近年、医療や介護、雇用保険をはじめとする社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方、貧困や高齢、障がい、虐待など様々な課題を抱え支援を求める人々からの相談が増加しています。
- 国において生活困窮者自立支援法が制定され、生活困窮者に対し早期支援を行うため、平成27年度から全国の自治体で生活困窮者自立支援制度が開始されました。本市においても、社会福祉協議会へ業務委託するかたちで「しづし生活自立支援センター」を開設し、生活困窮者の自立に向けて支援に取り組んでいます。

基本的な考え方

生活保護世帯や生活困窮に至るリスクの高い世帯が増加し、生活保護に至る前の自立に向けた支援策を強化することや、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないように対策を講じていきます。

取組の方向性

様々な課題がより複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行っていくことにより、自立の助長を図ります。

自分や家族、地域 が取り組むこと



- ① 日常生活のことで気になることや困ったことがあったら一人で悩まずに相談しましょう。
- ② すぐに就労することや就労に不安がある人、また家計に不安や多重債務等、家計を再建するために相談しましょう。
- ③ まわりに日常生活に困っている人がいたら、相談機関の紹介や情報を提供しましょう。

社会福祉協議会 が取り組むこと



- ① 様々な理由によって生活の困窮に陥った方々への困りごとを丸ごと受け止めることで、安心して相談を受けられる体制を整え、相談者を支援します。[再掲]
- ② 無料職業紹介所「ひまわり」において職業紹介を行います。短期間就労や短時間就労等の求人情報収集に努め、柔軟な働き方を希望する相談者への仕事の紹介・斡旋を行います。[再掲]
- ③ 利用者の把握について行政及び関係機関との連携強化を図り、適切な支援を行います。
- ④ 制度の狭間にある生活課題に対して関係機関と連携して柔軟に対応します。
- ⑤ 総合相談窓口として様々な相談に対応できるようにします。[再掲]

行政 が取り組むこと



- ① 情報提供・相談窓口を拡充していきます。
- ② 生活困窮者等に対する支援のネットワークを構築していきます。
- ③ まずは、「自立相談支援事業」でその人の状況に応じて必要な支援を把握し、その上で、その他の「就労準備支援事業」や「家計改善支援事業」を連携させて一体的に実施するなど、効果的・効率的なサポートを行います。
- ④ 社会福祉協議会と連携していきます。(生活福祉資金・つなぎ資金等)

自立相談支援とその他の支援 が連携してサポートします。 生活のことで お困りではないですか？

失業、借金、住まい、
家賃、引きこもり、
滞納、病気、支払い
家計のやりくり、
家族関係、孤立、
DV、外に出たい...

～一人で悩まずに、まずはご相談ください～

■相談内容（例）（自立相談支援事業）

相談無料・秘密厳守

- 「**仕事**を探していますが、なかなか仕事が決まりません...」
- 「**失業**して収入がなく、この先、生活できない...」
- 「**借金**があり、生活が苦しいです...」
- 「**家賃**が払えず、住むところがなくなってしまう...」
- 「娘が長く**引きこも**っている。どうしたらいい...」
- 「税金や電気代を**滞納**しています...」
- 「仕事に就くのが不安なので**仕事の体験**をしてみたい...」



■支援内容（例）（就労準備支援事業・家計改善支援事業）

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関同行 (ハローワーク、役所、事業所等) ・各種情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労体験 (※訓練費支給有) ・職場見学 ・体力づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の見直し ・債務／滞納整理支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースペース (読書、自習、パソコンなど自由に時間を過ごせます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期訪問 ・声かけ見守り
---	--	---	---	--

■相談時間 月～金（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時

【お問合せ先】 しぶし生活自立支援センター「ひまわり」（志布志市社会福祉協議会）
〒899-7103 志布志市志布志町志布志 3222-1 ※志布志駅近く
(志布志市健康ふれあいプラザとなり、志布志シルバーワークプラザ内)
電話 099-472-1830 (直通) FAX 099-472-1835
メール shien@shibushi-syakyu.jp (匿名可能です。)



[資料]志布志市社会福祉協議会 「平成 30 年度しぶし生活自立支援センターチラシ」

第5節 社会福祉協議会における年次計画

1 誰もが必要なサービスを利用できる仕組みづくり（基本目標1）

1 多様でわかりやすい情報の発信と積極的な受信の推進

（1）福祉サービスを知る機会づくり

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
社協だより「ささえあい」の発行	広報委員会において充実した紙面づくり	継続・拡充					●			共同募金委員会
朗読ボランティア活動の支援	さまざまな媒体による情報発信（録音等による耳からの情報発信）	継続・拡充					●			ボランティア団体等
ホームページ等による情報公開	社会福祉協議会の取り組んでいる事業や活動の掲載、適切な管理運用	継続・拡充					●			ボランティア団体等／ケーブルテレビ／FM志布志
社会福祉協議会事業紹介パンフレット作成	パンフレット作成による社会福祉協議会事業の紹介、内容の見直し	継続・拡充					●			共同募金委員会
出張ボランティアセンター（まちなかボランティアセンター）	市内の店舗等に臨時のボランティアセンターを開設し、周知を図る	継続・拡充						●		ボランティア活動センター運営委員会
地区（校区）座談会の開催	21地区（校区）社協において座談会を開催	継続・拡充					●			地区（校区）社協

（2）市民の情報交換の場づくり

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
地区（校区）社会福祉協議会活動支援	地区（校区）社協への活動の支援及び助成	継続・拡充					●			地区（校区）社協／共同募金委員会
地区（校区）座談会の開催【再掲】	座談会開催により地域の情報共有、ニーズの掘り起こし、解決、進捗状況管理	継続・拡充					●			行政／地区（校区）社協／自治会
ふれあいサロン	高齢者や障がいのある人が気軽に集えるふれあいの場づくり	継続・拡充						●		地区（校区）社協／民生委員・児童委員／見守り協力員／ボランティア／そお地区障がい者等基幹相談支援センター
子育てサロン	子育て中の親子が気軽に集えるふれあいの場づくり	継続・拡充					●	●		地区（校区）社協／ボランティア／民生委員・児童委員／協力員
介護者のつどい	参加しやすい集いをめざし、介護者の交流の場づくり	継続・拡充					●		●	行政／共同募金委員会
ボランティアのつどい	ボランティア相互の交流を図り、気軽に集える場づくり	継続・拡充						●		行政／ボランティア連絡協議会
SNSの活用	若い世代を狙いとした福祉ボランティアに関する情報発信	継続・拡充					●			
朗読ボランティア活動の支援【再掲】	朗読ボランティアによる市報朗読、録音、配送活動の支援	継続・拡充					●			ボランティア団体等
社会福祉協議会活動紹介	福祉活動展示コーナーの設置	継続・拡充					●			

2 気軽に相談できる体制整備の推進

(1) 身近な相談支援の充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
心配ごと相談事業	市民が相談しやすい環境づくり（相談員研修による質の向上）	継続・見直し					●		●	
	社協だより等、さまざまな媒体による開設等情報周知	継続・拡充					●			
ふれあいサロン 子育てサロン [再掲]	高齢者や障がいのある人、子育て親子が気軽に集える身近な場所での相談支援	継続・拡充					●	●		地区（校区）社協／民生委員・児童委員／見守り協力員／ボランティア／そお地区障がい者等基幹相談支援センター
見守り活動の推進 (近隣福祉ネットワーク)	見守り協力員等による安否確認を通じて身近な地域での相談支援	継続・拡充							●	地区（校区）社協／民生委員・児童委員／見守り協力員
福祉サービス利用支援	認知症高齢者、障がいのある人への日常の金銭管理等支援、相談支援	継続・拡充							●	鹿児島県社会福祉協議会
生活困窮者自立支援	生活困窮となった方の困りごとを丸ごと受け止め、相談支援を行う。	継続・拡充							●	地区（校区）社協／民生委員・児童委員／行政

(2) 相談窓口の充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
心配ごと相談事業 [再掲]	市民が相談しやすい環境づくり（相談員研修による質の向上）	継続・見直し					●		●	
苦情相談窓口の設置 [再掲]	苦情解決に向けた苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員の設置	継続・拡充					●			
専門機関との連携	各種相談機関や団体との連絡を図る	継続・拡充					●			行政他／関係機関
無料職業紹介事業 「ひまわり」	生活困窮となった方への就労支援として、仕事の紹介・斡旋を行う	継続・拡充					●			地区（校区）社協／民生委員・児童委員／行政
在宅福祉サービス事業所 による相談支援	居宅介護支援事業所の相談窓口の充実	継続・拡充					●			
	訪問介護事業所の相談窓口の充実	継続・拡充					●			
	訪問入浴介護事業所の相談窓口の充実	継続・拡充					●			
	通所介護事業所の相談窓口の充実	継続・拡充					●			
	訪問給食の相談窓口の充実	継続・拡充					●			
	障がいホームヘルプサービスの相談窓口の充実	継続・拡充					●			
	特定相談支援事業所の相談窓口の充実	継続・拡充					●			

2 安心して暮らすことのできる地域づくり（基本目標2）

1 福祉サービスの充実

（1）福祉サービスの適切な利用の推進

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
職員研修の実施	全職員を対象として内部研修の実施職種に応じて外部専門研修の受講	継続・拡充					●			
ささえあい (介護保険外サービス事業)	介護保険等で対象外のサービスの提供	継続・拡充					●			
福祉サービス利用支援 [再掲]	認知症高齢者、障がいのある人への日常の金銭管理等支援	継続・拡充							●	鹿児島県社会福祉協議会
家族介護者交流事業	在宅での家族介護者の不安と孤立を防ぐために、介護情報の提供、交換の実施	継続・拡充							●	行政/各居宅介護支援事業所
介護者のつらい「ひまわり」	在宅での家族介護者の不安と孤立を防ぐために、介護情報の提供、交換の実施	継続・拡充					●			
新規サービスの開拓	必要なサービスを検討・実施	継続・拡充					●			
地域(校区)座談会の開催 [再掲]	福祉ニーズの把握に努め、地域の福祉活動を支援	継続・拡充					●			行政/地区(校区)社協/自治会

（2）地域における見守り・支え合いの推進

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
福祉推進員の設置・育成	各地区に福祉推進員を設置し、市社会福祉協議会と地区(校区)社協との連携強化	検討	準備		実施		●			地区(校区)社協
見守り活動の推進 (近隣福祉ネットワーク) [再掲]	地区(校区)社協との連携強化	継続・拡充							●	地区(校区)社協
	民間企業協定による連携・協力	継続・拡充							●	民間企業
	ネットワーク協力員の情報交換、交流会の実施	継続・拡充							●	地区(校区)社協/民生委員・児童委員
支え合いマップづくりの推進	マップを活用して地域(自治会)での助け合い活動の推進	継続・拡充					●			地区(校区)社協/自治会/サロン
おやっとなび活動	住民参加による活動員と利用者の困りごとへの対応、地域活動の仕組みづくり	継続・拡充					●	●		地区(校区)社協

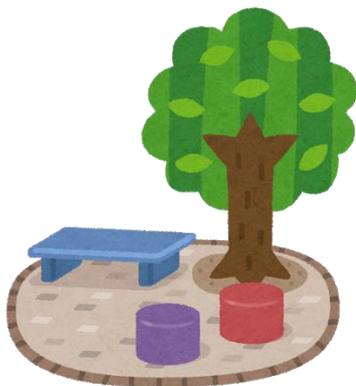
第4章 具体的な取組と役割分担

(3) 虐待防止と権利擁護支援体制の充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
福祉サービス利用支援 [再掲]	福祉サービスの周知、申請、支払等の支援	継続・拡充								● 鹿児島県社会福祉協議会
見守り活動の推進 (近隣福祉ネットワーク) [再掲]	見守り協力員等による安否確認を通じて身近な地域での相談支援	継続・拡充								● 地区(校区)社協/民生委員・児童員/見守り協力員
地区担当制の推進	地区(校区)社協と連携、連絡調整を図るために職員各地区(校区)社協担当制	継続・拡充					●			地区(校区)社協
地区(校区)ネットワーク会議	地域において権利擁護学習会の開催支援	実施・拡充					●			地区(校区)社協
ふれあいサロン [再掲]	各地区ふれあいサロンにおいて権利擁護に関する研修会の開催支援	実施・拡充						●		地区(校区)社協/ボランティア
法人後見事業	成年後見事業へ参入	検討・準備		実施			●			
成年後見への参画	成年後見制度利用促進基本計画への積極的な参画	実施・拡充					●			



見守り活動協定事業



2 地域で活動する人材の育成

(1) 地域で活動する人材の育成

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
災害ボランティアセンター運用訓練の実施	災害ボランティアセンターリーダーの養成	継続・拡充					●			行政/ボランティア連絡協議会等
児童・生徒のふれあいボランティア活動事業	児童・生徒のボランティア活動の実績に応じたポイント制度の推進	継続・拡充						●		教育委員会/小・中学校/福祉施設/地区(校区)社協
地域福祉活動コーディネーター(社協職員)の育成	地域の困りごとを受け止められる住民意識改革の手法	継続・拡充					●			
地区(校区)座談会の開催[再掲]	地域で実施する地域活動の支援	実施・拡充					●			地区(校区)社協
ボランティア活動センター	地域で活動する人材のつなぎ	継続・拡充						●		

(2) 関係機関・団体等との連携

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
ボランティア協働笑談会	幅広い分野の団体が集い、交流し、連携・協働できる活動を創出する場づくり	継続・拡充						●		ボランティア団体/サロン/福祉施設/企業/NPO法人/行政/市民活動団体
福祉団体との連携、支援	各福祉団体との連携、活動支援、助成	継続・拡充					●			各福祉団体
関係機関事例検討会の開催	困難事例等、事例検討会の開催	実施・拡充					●			行政/各関係団体
法人内ケア会議	困難ケースの対応、共有、対策	継続・拡充					●			包括支援センター
地域公益連絡協議会	市内社会福祉法人の連携による社会貢献活動の実施	準備	実施				●			市内各社会福祉法人



3 災害に備えた支援活動の充実

(1) 日常の備えの充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
見守り活動の推進 (近隣福祉ネットワーク) [再掲]	要援護者の把握、日頃の見守り活動の充実	継続・拡充							●	地区(校区)社協/事業所
緊急連絡カードの整備	地区(校区)社協と連携して要援護者の緊急連絡カードの整備	継続・拡充							●	地区(校区)社協
地域福祉支援システムの活用	要援護者情報収集	継続・拡充					●			地区(校区)社協/民生委員・児童委員/見守り協力員
	関係機関と連携し要援護者、避難行動要支援者の情報共有	継続・拡充					●			行政/関係機関
災害時用品の整備	各地区(校区)社協にハイゼックスの常備	継続・拡充					●			
災害ボランティアセンター運用訓練の実施[再掲]	行政とボランティア連絡協議会等と合同による防災訓練の実施	継続・拡充					●			行政/ボランティア連絡協議会他
	資機材等確保のための事業所等との災害協定	継続・拡充					●			商工会/学校/事業所等
支え合いマップづくりの推進 [再掲]	一人暮らし高齢者や障がいのある人等要支援者把握のための支え合いマップづくりの推進	継続・拡充					●			地区(校区)社協/自治会/サロン

(2) 避難支援体制の充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
災害ボランティアセンターの設置	災害発生時に関係機関と連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れ調整等	継続・拡充					●			行政/ボランティア連絡協議会/大隅地区社協連絡協議会/県社協/日本赤十字志布志地区奉仕団
行政、関係機関との情報共有・連携	災害に備え、行政、関係機関とのネットワーク・連携の強化	継続・拡充					●			行政/地区(校区)社協
災害援護費(見舞金品)支給	被災世帯への見舞金品等支給	継続・拡充					●			日本赤十字社/共同募金会
大隅地区社会福祉協議会連絡協議会との災害協定	近隣市町との連携	継続・拡充					●			大隅地区社会福祉協議会連絡協議会
災害時活動資機材の整備	大隅地区社会福祉協議会連絡協議会と連携を図り資機材の整備	継続・拡充					●			大隅地区社会福祉協議会連絡協議会
生活福祉資金の貸付	被災世帯に対して資金の貸付	継続・拡充							●	鹿児島県社会福祉協議会

4 交通安全と防犯活動の推進

(1) 交通安全と防犯活動の推進

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
ふれあいサロン [再掲]	参加者に対する交通安全や防犯活動等に対する講演会の実施	継続・拡充						●		地区（校区）社協
介護者のつどい [再掲]	参加者に対して防犯活動等に対する周知	継続・拡充					●		●	行政／共同募金委員会
見守り活動の推進 (近隣福祉ネットワーク) [再掲]	見守り協力員を通して防犯意識への啓発	継続・拡充					●			地区（校区）社協／見守り協力員
心配ごと相談事業 [再掲]	警察署・市役所との連携	継続・拡充					●		●	行政
支え合いマップづくりの推進 [再掲]	支え合いマップづくりを通じて、消費者支援の啓発	継続・拡充					●			地区（校区）社協／自治会／サロン
社協だより「ささえあい」による広報	広報紙による防犯への周知	継続・拡充					●			

(2) 消費者支援の充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
支え合いマップづくりの推進 [再掲]	支え合いマップづくりを通じて、消費者支援の啓発	継続・拡充					●			地区（校区）社協／自治会／サロン
ふれあいサロン [再掲]	参加者に対して、消費者支援の啓発	継続・拡充						●		地区（校区）社協
心配ごと相談事業 [再掲]	鹿児島県・志布志市消費者生活センターとの連携	継続・拡充					●		●	鹿児島県／志布志市消費者生活センター他
介護者のつどい [再掲]	参加者に対して、消費者支援の啓発	継続・拡充					●		●	行政／共同募金委員会



3 みんながふれあい認め合える意識づくり（基本目標3）

1 交流やつながりの構築に向けた取組の推進

（1）地域活動の活性化

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
福祉推進員の設置・育成 [再掲]	各地区に福祉推進員を設置し、社会福祉協議会と地区（校区）社協との連携強化	検討	準備	実施			●			地区（校区）社協
ふれあいサロン [再掲]	交流の促進により、地域活動の支援	継続・拡充						●		サロンボランティア
子育てサロン [再掲]	活動拠点の拡充、支援	継続・拡充						●		サロンボランティア
地区（校区）社会福祉協議会活動支援[再掲]	地区（校区）社協への活動の支援及び助成	継続・拡充					●			地区（校区）社協／共同募金委員会
地域福祉活動コーディネーター（社協職員）の育成 [再掲]	地域福祉活動の活性化を図るための法人内活動連携によるコーディネーターの育成	実施・拡充					●			
地区担当制の推進 [再掲]	地区（校区）社協と連携、連絡調整を図るために職員が各地区（校区）社協担当制	継続・拡充					●			地区（校区）社協
拠点づくり	地域資源を活用した地域の交流の場、活動の場の創設	検討	準備	実施			●			地区（校区）社協

（2）ボランティア活動の推進

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
ボランティア活動センター [再掲]	ボランティア活動（削除）センターの機能充実（ボランティア活動の推進、関係機関との連携）	継続・拡充					●	●		行政／ボランティア
	ボランティアセンター運営委員会の充実	継続・拡充						●		
児童・生徒のふれあいボランティア活動事業 [再掲]	ポイント制による活動の活性化、地域とのふれあい活動の推進	継続・拡充						●		学校／地区（校区）社協／子供会／福祉施設／ボランティア団体
ボランティア活動助成	ボランティア団体等への活動助成及び支援	継続・拡充						●		ボランティア団体／サロン／志布志市共同募金委員会
ボランティア情報紙の発行	市内ボランティア活動の周知、充実	継続・拡充					●			ボランティア連絡協議会／ボランティア団体／受入施設
ボランティアまつり	市民へのボランティア活動啓発と浸透を図るためのまつりの開催	継続・拡充						●		行政／ボランティア団体／福祉施設
ボランティアのつどい [再掲]	ボランティア相互の交流を図り、気軽に集える場づくり	継続・拡充					●			行政／ボランティア／ボランティア連絡協議会
ボランティア協働笑談会 [再掲]	幅広い分野の団体が集い、交流し、連携・協働できる活動を創出する場づくり	継続・拡充								ボランティア団体／サロン／福祉施設／企業／NPO法人／行政／市民活動団体
サマーボランティア	ボランティア活動へ理解を深め、今後ボランティア活動への積極的な参加を図ることを目的に開催	継続・拡充								福祉施設／サロン／ボランティア団体／小・中・高等学校／一般（市民）

2 誰でも参加できる学びの場の構築

(1) 人権教育・福祉教育の推進

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
福祉出前講座 (福祉体験学習)	学校、地域へ出向いての体験学習による福祉に対する学習の機会の推進	継続・拡充					●			小・中・高等学校／教育委員会／ そお地区障がい者相談支援センター／地区社協
ボランティア協力校指定	小・中・高等学校指定校への助成及び支援ボランティアに関する情報教育の推進	継続・拡充					●			小・中・高等学校／教育委員会／ 共同募金募金委員会
	協力指定校連絡会の充実	継続・拡充					●			小・中・高等学校／教育委員会
福祉作文・絵画コンクール	福祉に関する作文・絵画を募集、表彰による情報教育の推進	継続・拡充					●			小中学校／教育委員会／共同募金 募金委員会
サマーボランティア [再掲]	ボランティア活動へ理解を深め、今後ボランティア活動への積極的な参加を図ることを目的に開催	継続・拡充						●		小・中・高等学校／教育委員会／ サロン／福祉施設／ボランティア 団体
教職員福祉ボランティア講座	教職員に対する福祉教育の推進	継続・見直し					●			小中学校／教育委員会／共同募金 募金委員会
障がい者戸外ふれあいの一日	障がい者やその家族の単発の交流会から定期的な交流会への移行	継続・見直し					●			共同募金委員会／そお地区障がい 者等基幹相談支援センター
障がい者サロン	障がい者の方々の定期的な交流・情報交換の場の充実	継続・拡充					●			そお地区障がい者等基幹相談支援 センター

(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

事業・活動	内容	年次計画					財源			主な協力・連携団体
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	自 主	補 助 金	受 託 金	
志の福祉・ボランティア大会	表彰、講演会による福祉問題啓発、大会の充実	継続・拡充					●	●		行政／福祉団体等
認知症サポーター養成講座	認知症の理解を深める機会づくり	継続・拡充					●		●	地域包括支援センター／認知症の 家族の会
	認知症徘徊模擬訓練	継続・拡充							●	地域包括支援センター／認知症の 家族の会
介護者のつどい [再掲]	介護者同士の交流促進及び介護技術の向上	継続・拡充					●		●	行政／共同募金委員会
子育てサロンへの支援	参加者による交流、情報交換を図るためのサロンの拡充、充実	継続・拡充						●		地区（校区）社協／子育て支援セ ンター／民生委員児・童委員
地区（校区）座談会の開催 [再掲]	21地区（校区）社協において座談会を開催	継続・拡充					●			地区（校区）社協

